

水産政策審議会第59回漁港漁場分科会会議次第

日時：令和8年8月4日（火）14時15分～16時15分

場所：農林水産省三番町共用会議所 2階 大会議室

（東京都千代田区九段南2-1-5）

1 開 会

2 議 事

- （1）現行の漁港漁場整備長期計画の進捗状況について
- （2）新たな漁港漁場整備長期計画の構成等について
- （3）漁港漁場整備基本方針の変更の視点について
- （4）海業の基本的考え方（仮称）の策定に関する検討の方向性について
- （5）その他

3 閉 会

水産政策審議会第 59 回漁港漁場分科会資料一覧

- 資料 1 水産政策審議会漁港漁場分科会委員等名簿
- 資料 2 第 58 回漁港漁場分科会での委員からの主なご意見と
 回答
- 資料 3 現行の漁港漁場整備長期計画の進捗状況について
- 資料 4 新たな漁港漁場整備長期計画の構成等について
- 資料 5 漁港漁場整備基本方針の変更の視点について
- 資料 6 海業の基本的考え方（仮称）の策定に関する検討の方
 向性について
- 参考資料 1 漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期
 計画の検討スケジュール（案）
- 参考資料 2 漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針
- 参考資料 3 漁港漁場整備長期計画
- 参考資料 4 「海業の基本的考え方（仮称）」の今後の検討スケジ
 ュール（案）

水産政策審議会漁港漁場分科会委員等名簿

資料 1

漁港漁場分科会委員

氏 名		備考
あおき けんじ 青木 健治	北部太平洋まき網漁業協同組合連合会理事	WEB参加
あべ くにお 阿部 国雄	北海道漁業協同組合連合会代表理事会長	WEB参加
くどう たかふみ 工藤 貴史	東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科教授	分科会長
くぼかわ としはる 窪川 敏治	有限会社金城水産代表取締役	
ささき じゅん 佐々木 淳	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	分科会長代理
ねもと きょうこ 根本 経子	全国漁協女性部連絡協議会理事	WEB参加
まつお ゆうこ 松尾 優子	苫小牧工業高等専門学校創造工学科准教授	WEB参加

(委員数 7 名 : 五十音順、敬称略)

漁港漁場分科会特別委員

氏 名	現 職	備考
なかがわ めぐみ 中川 めぐみ	株式会社ウオ一代表取締役	

(特別委員数 1 名 : 敬称略)

(委員・特別委員数 合計 8 名)

第 58 回漁港漁場分科会での委員からの主なご意見と回答

	ご意見	回答
青木委員	近年、漁船の大型化が進んでおり、そういった大型船が避難できるような漁港整備が必要。	漁港における漁船の大型化への対応について、次期長期計画への反映を検討してまいります。
	陸上の処理能力の不足から陸揚げ制限がかかることもあるため、冷凍施設や加工施設等の整備が必要。	冷凍施設、加工施設の整備を通じた生産・流通・加工機能の再編・強化について、次期長期計画への反映を検討してまいります。
	フロンティア漁場整備に関連して、太平洋側もプラントンが不足し、サバやイワシの漁獲が減っており、手立てが必要。	フロンティア漁場整備については、地形等の条件を含め、マウンド礁等による整備効果が見込まれる地区を対象に検討を進めてまいります。
	大中型まき網など、大量の漁網を使用するため、適切なリサイクルに向け廃漁網のストックヤード等の環境整備が必要。	漁業由来の廃棄物や漁業活動中に回収されるプラスチック等を保管、一次処理するために必要なストックヤード等の整備を更に推進すべく、次期長期計画への反映を検討してまいります。
阿部委員	海業は漁業者にとってのメリットを示すことが必要。漁業者を主体としつつ、地域全体へ上手く波及させることが重要。	海業の漁業者にとってのメリットを示す方策に関する記載について、次期長期計画への反映を検討してまいります。
	集約を進める中で、集約される小規模な漁港の整備も必要に応じて取り組めるようにしておくべき。	再編・集約について、集約される小規模漁港の活用方策及びそれに必要な環境整備等について次期長期計画の反映を検討してまいります。
工藤委員	漁港については、拠点漁港の整備を行うとともに、養殖、海業への活用、また、それらの機能が適切に発揮されるよう A I ・ドローン等の技術を活用しながら適切なマネジメントも必要。	養殖や海業を含む漁港の役割分担を踏まえた「圏域計画」に基づく漁港機能の再編・強化等について、次期長期計画への反映を検討してまいります。また、これらの漁港の機能が適切に発揮されるよう A I ・ドローン等新技術を活用したインフラマネジメントについても、次期長期計画への反映を検討してまいります。
	藻類養殖漁場については、水産物の安定供給のみならず、C O 2 の吸収源としての効果、生態系保全効果が一定程度あり、こういった機能への支援を検討すべき。	藻類養殖漁場については、水産物の安定供給に資する役割に加え、ご指摘いただいた効果を含む多面的な機能を有しているものと認識しており、藻類養殖を含めた養殖生産力の強化に努めてまいります。

工藤委員	海業の特性上、地方公共団体が中心となって進めていく地域経営の考え方に近く、漁港を活かして漁村を発展させるという視点が漁港管理者に求められることから、活用推進計画の策定に着実に取り組むことが重要。	活用推進計画は、漁港において地域資源を活用した取組を計画的に促していくための計画であることから、漁港を海業の場として活用を広げていくために重要であると認識しており、それを踏まえた海業の拠点としての漁港の活用促進について、次期長期計画への反映を検討してまいります。
窪川委員	台風・低気圧の被害が懸念される中で、養殖、定置網といった海中に漁具を固定するような漁業形態に対する防災・減災対策が必要。	養殖については消波提等の整備により、養殖水域の静穏性を確保するといった対策について次期長期計画への反映を検討してまいります。また、定置網については海況観測予測等も活用しながら対応してまいります。
	近年、高気温化する中でこういった影響が出ているか。特に製氷施設等の整備が重要ではないか。	漁港において、陸揚げ時の漁獲物の鮮度低下、直射日光による就労環境の悪化等への対策としての岸壁等における屋根施設の整備等や、水産物の温度管理のための衛生管理に対応した製氷施設等の整備について、次期長期計画への反映を検討してまいります。
	各地域における海業の検討において、国の関与を強化すべきではないか。(国による実効的な推進体制の構築)	水産庁は様々なアイデアを持っている方々が地域で円滑に事業を進められるよう、制度や予算、情報提供等により地域の取組を後押しする立場であると考えています。海業の実施にあたっては、国や自治体、漁協、民間事業者等の多様な主体がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であり、「海業の基本的考え方(仮称)」策定にあたっては、各主体の役割分担についても留意しつつ、検討してまいります。
佐々木委員	水産分野については、データの標準化や公開が遅れており、デジタル技術の導入と合わせて、関係するデータを整備し、使いやすいような環境づくりが必要。	例えば、自動海洋観測ブイを活用した海域環境情報をリアルタイムに公開し、漁業者の漁場選定や出漁判断を支援し、漁業コストの削減を図る取組も行われているところです。こうした取組も含め、データ整備と利活用の促進について、次期長期計画を契機として、関係者の理解を前提に、さらなる展開を検討してまいります。
	デジタル技術の導入等を通じて魅力ある産業とすることで、若い人材の参入も期待されるのではないか。	例えば、産地市場における電子入札システムの導入、漁場におけるデジタル技術を活用した海洋環境観測体制の構築、施工時におけるAIの活用等について次期長期計画への反映を検討してまいります。また、それらについて、産業としての魅力の向上の観点からも期待しております。

委員 佐々木	キープレイヤーの確保は重要。総務省の地域おこし協力隊のように、関係者をつなぐ人材を活用できるような枠組みを水産庁でも検討してみてはどうか。	海業のキープレイヤーとなる人材の確保について、次期長期計画への反映を検討してまいります。
委員 根本	漁港漁場整備については、環境問題を意識しながら整備に取り組むことが求められる。	漁港や漁村が、自然の生態系に依拠して成り立つ漁業の根拠地であることを鑑み、漁港漁場整備に当たっては、周辺の環境との調和に配慮し取り組んでまいります。
松尾委員	漁獲魚種の変化は基盤整備のみならず、経営の観点等も含め検討が必要。	漁業経営の観点も重要と認識しており、水産基本計画とも連携しながら対応してまいります。
	海洋環境の変化については、魚種の変化への対応のみならず、影響を受ける魚への対応も必要。特に、ホタテやブリは輸出品目にも位置付けられている。	ホタテやブリは近年の高水温化や赤潮の影響による、へい死等の被害が懸念されるため、漁業被害の軽減に資する赤潮等の環境変化に係るモニタリング体制の構築等について、次期長期計画への反映を検討してまいります。
	輸出の観点からも鮮度の良い水産物を供給することが海外からも求められているため、施設整備と合わせて、鮮度保持等に係る勉強会なども必要ではないか。	輸出先国の基準・ニーズに対応した荷さばき所の整備等とあわせて、都道府県、市町村、漁業関係団体等から成る協議会等による輸出促進の取組等を一体的に行うことについて、次期長期計画への反映を検討してまいります。
中川特別委員	藻場再生については個々の地域によって取組のレベル感に差がある。様々な知見や技術の共有を気軽に確認でき、相談しやすい環境が必要ではないか。	水産庁では、磯焼けの対策手法や全国における取組事例をまとめた「磯焼け対策ガイドライン」（令和3年3月改訂）を作成・公表しているほか、実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造対策を推進するための基本的な考え方を「藻場・干潟ビジョン」としてとりまとめるとともに、各地で検討・実施される調査研究、技術開発、対策や取組等について情報共有を図ることを目的とした「磯焼け対策全国協議会」を開催しており、引き続きこのような取組を推進してまいります。
	海業について、キープレイヤーがいないというのは大きな課題であり、各地域でビジョンをプレイヤーが中心となって作れる体制を作っていくことが必要。	海業のキープレイヤーとなる人材の確保について、次期長期計画への反映を検討してまいります。

現行の漁港漁場整備長期計画の進捗状況について

令和 8 年 8 月 4 日
水産庁

産地の生産力強化と輸出促進による 水産業の成長産業化

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による 持続可能な漁業生産の確保

「海業※」振興と多様な人材の活躍による 漁村の魅力と所得の向上

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- ◆ 漁港機能を再編・強化し、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点をつくる。



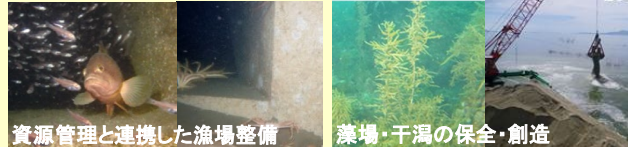
イ 養殖生産拠点の形成

- ◆ 国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点をつくる。



ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

- ◆ 海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。



イ 災害リスクへの対応力強化

- ◆ 災害に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。



ア「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化

- ◆ 海業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。



イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- ◆ 年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。



（共通課題）社会情勢の変化への対応（グリーン化の推進、デジタル社会の形成、生活スタイルの変化への対応）

- 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合
45% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)
- 輸出拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合
31% (R3) ⇒ おおむね60% (R8)
- 漁港・漁場整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大により確保する養殖生産量
おおむね100万トン

- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量
5年間でおおむね6.5万トン
- 藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させる
- 流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合
27% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)
- 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合
70% (R3) ⇒ おおむね85% (R8)
- 予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合
46% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)

- 漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加
5年間でおおむね200万人
- 漁港における新たな「海業」等の取組件数
5年間でおおむね500件

※ 海業（うみぎょう）：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

漁港漁場整備長期計画の成果目標①

重点課題	NO	項目	基準値 (R3年度)	R7年度 実績値	目標値 (R8年度)	進捗状況に関する評価及び分析	【参考】関連する取組
産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化	1-1	水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合	45%	58%	70%	概ね進捗が図られている。 荷さばき所の整備等のハード対策が概ね順調に進捗している一方、記録保持等のソフト対策への理解が一定水準に留まるため。	水産物の流通拠点となる漁港等において、水産物の流通機能の強化を図る。
	1-2	水産物の輸出拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる輸出対象水産物の取扱量の割合	31%	50%	60%	概ね進捗が図られている。 荷さばき所の整備等のハード対策が概ね順調に進捗している一方、記録保持等のソフト対策への理解が一定水準に留まるため。	水産物の流通拠点となる漁港等において、水産物の流通機能の強化を図る。
	1-3	漁港・漁場の整備や漁港の活用促進を図る養殖生産拠点地域において、養殖生産の維持・拡大	—	99万トン※ (R6年度実績)	100万トン	十分に進捗が図られている。 養殖生産の維持・増産に係る施設の整備・利用等が計画通り進んでいるため。	養殖生産拠点地域において、養殖場や漁港等の養殖生産機能の強化を図る。
海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保	2-1	水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備により、おおむね6.5万トンの水産物を増産	(0万トン)	4.2万トン	6.5万トン	概ね進捗が図られている。 魚礁や増殖場の整備等が着実に図られている一方、海洋環境変化により、水産資源の回復等に影響を与えている可能性があるため。	- 魚礁や増殖場の整備する。 - 漁場の効用回復に資する堆積物除去等を実施する。 - 藻場及び干潟の保全・創造に向けたハード・ソフト一体的な対策を実施する。
	2-2	藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復	—	98%	100%	十分に進捗が図られている。 藻場ビジョンに基づき、効果的な取組が着実に進められているため。	藻場及び干潟の保全・創造に向けたハード・ソフト一体的な対策を実施する。

※No.1-2については、令和6年度実績を記載し、当該年度の実績に対する進捗状況に関する評価及び分析を整理している。

漁港漁場整備長期計画の成果目標②

重点課題	NO	項目	基準値 (R3年度)	R7年度 実績値	目標値 (R8年度)	進捗状況に関する評価及び分析	【参考】関連する取組
海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保化	2-3	水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合	27%	46%	70%	概ね進捗が図られている。 BCPといったソフト対策は一定の進捗が図られる一方、岸壁の整備等のハード対策に時間を要しているため。	・ 漁港の主要施設の耐震・耐津波化を図る。
	2-4	最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合	70%	78%※ (R6年度実績)	85%	概ね進捗が図られている。 近年の防災意識の高まりにより、津波からの避難確保に向けた取り組みが進んでいるため。	・ 漁村の防災機能の強化を図る施設整備を実施する。
	2-5	予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合	46%	60%	70%	概ね進捗が図られている。 機能保全計画に基づく予防保全型の老朽化対策が一定程度進捗する一方、市町村を中心に技術者不足等の課題が生じているため。	・ 漁港で予防保全型の老朽化対策を実施する。
海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上	3-1	漁村の活性化により都市漁村交流人口を、おおむね200万人増加	(0万人)	439万人※ (R6年度実績)	200万人	十分に進捗が図られている。 新型コロナウイルスに係る外出自粛の解除等により想定以上に増加しているため。	・ 漁村への訪問者の増加に資する施設を整備する。
	3-2	漁港における新たな海業等の取組をおおむね500件展開	(0件)	382件	500件	十分に進捗が図られている。 「海業の推進に取り組む地区」等のこれまでの取組による後押しが進んでおり、初年度の立ち上がりの遅れを取り戻しつつある状況のため。	・ 漁港の活用促進に資する施設を整備する。

※No.2-4、3-1については、令和6年度実績を記載し、当該年度の実績に対する進捗状況に関する評価及び分析を整理している。

水産業の成長産業化（拠点漁港等の生産・流通機能の強化）

主な成果目標

- 水産物の流通拠点となる漁港において取り扱われる水産物のうち、総合的な衛生管理体制※の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合

R3d : 45%⇒おおむね70%

※ 各種基準を満足するためのハード及びソフト対策の実施に加え、衛生管理体制の確立に対応した記録の維持管理や、要請等に応じた情報提供が可能な体制

事業の実施状況

事業量	R3d基準	R7d実績	R8d目標
■ 水産物の流通拠点となる漁港等のうち、水産物の流通機能の強化を図る地区	63地区	82地区	90地区

※令和8年度までの目標90地区に対して、令和7年度実績82地区であり、事業の進捗が概ね図られている。

■ 対策前



開放型荷さばき所



鳥獣類等による異物混入の恐れ



車両の進入

■ 対策後



閉鎖型荷さばき所



屋内で荷さばき



フォークリフト等で運搬

〔進捗状況〕

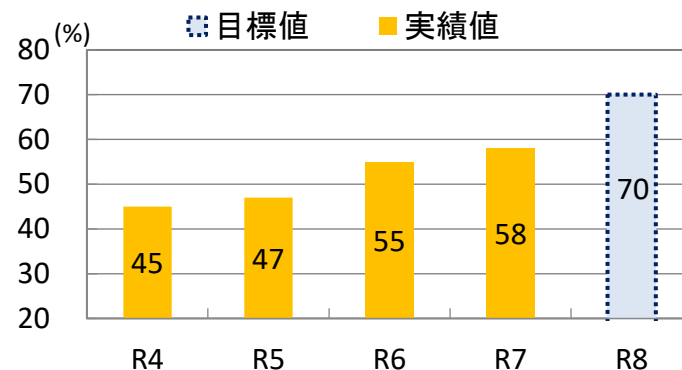
流通拠点漁港（136港）において、令和8年度の目標値70%に対して、令和7年度実績値58%となり、概ね進捗が図られている。

〔分析〕

荷さばき所の整備等のハード対策が概ね順調に進捗している一方、記録保持等のソフト対策への理解が一定水準に留まるため。

〔今後の対応〕

ハード対策については整備中の漁港に対して重点的に支援するとともに、ソフト対策については優良事例の周知等により更なる理解醸成を図る。



持続可能な漁業生産の確保①（環境変化に適応した漁場生産力の強化）

主な成果目標

○ 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備により増産させる水産物

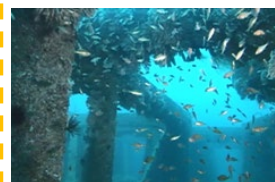
おおむね6.5万トン

事業の実施状況

事業量	R3d基準	R7d実績	R8d目標
■ 魚礁や増養殖場を整備する範囲	—	27,193ha	35,000ha

※令和8年度までの目標35,000haに対して、令和7年度実績27,193haであり、事業の進捗が図られている。

■ 沿岸における魚礁、増殖場等の整備

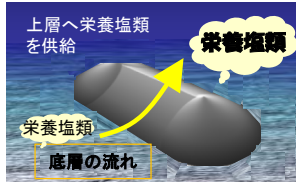


育成礁に集まる幼魚



魚礁に集まるソイ、メバル

■ 沖合におけるフロンティア漁場整備



マウンド礁のイメージ



鰯集まるマアジ等の群れ

■ ハード・ソフトが連携した藻場の保全・創造



藻場礁の整備



食害生物の駆除

■ ハード・ソフトが連携した干潟の保全・創造等



干潟の整備



干潟に生息する生物の保護に資する食害生物の駆除

〔進捗状況〕

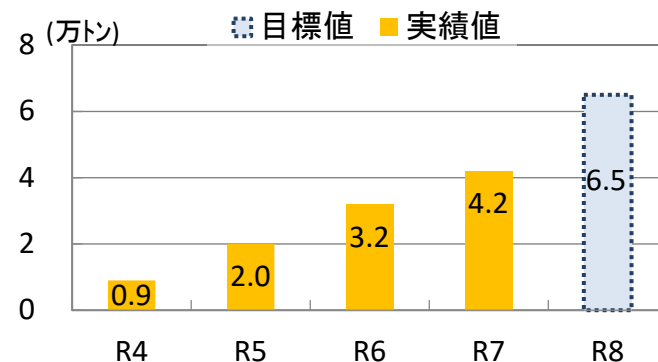
全国の漁場整備箇所において、令和8年度の目標値6.5万トンに対して、令和7年度の実績値は4.2万トンとなり、概ね進捗が図られている。

〔分析〕

事業の進捗に比して増産量が一定に留まっており、海洋環境変化により、水産資源の回復等に影響を与えている可能性などが考えられる。

〔今後の対応〕

海洋環境の変化も踏まえた水産物の生活史に対応した整備等の対策を進めていくとともに、環境変化を把握するための観測ブイの設置等も推進していく。



持続可能な漁業生産の確保②（災害リスクへの対応力強化）

主な成果目標

- 水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制※が構築された漁港の割合

※ 事業継続計画（BCP）等の策定とともに、地震や津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港

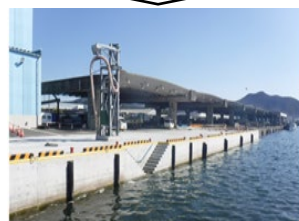
R3d : 27%⇒おおむね70%

事業の実施状況

事業量	R3d基準	R7d実績	R8d目標
■ 主要施設の耐震・耐津波化を図る漁港	195漁港	262漁港	400漁港

※令和8年度までの目標400漁港に対して、令和7年度実績262漁港の事業実施に留まっている。

■ ハード対策



岸壁の耐震対策



防波堤の耐津波対策

■ ソフト対策



BCPの策定と定期的な訓練の実施

〔進捗状況〕

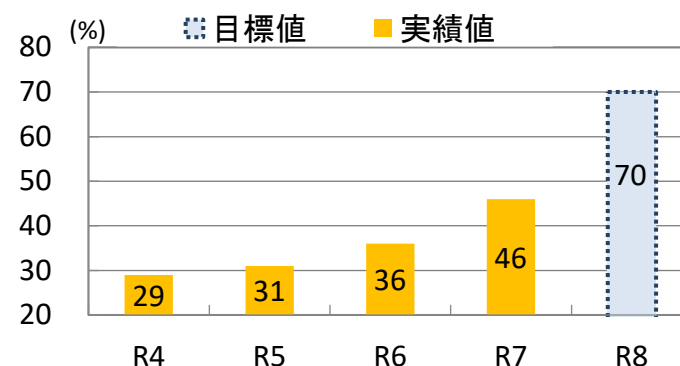
流通拠点漁港(136港)において、令和8年度の目標値70%に対して、令和7年度の実績値は46%となり、概ね進捗が図られている。

〔分析〕

BCPの策定といったソフト対策は一定の進捗が図られる一方、陸揚げとの調整が必要な岸壁の整備等のハード対策に時間を要しているため。

〔今後の対応〕

ハード対策については早期の効果発現が見込まれる漁港への重点化や漁港管理者への事業調整等を促すとともに、ソフト対策についてはガイドラインの周知等によりBCPの更なる策定率の向上を図る。



重点課題3

「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

主な成果目標

○ 漁港における新たな海業等の取組件数

おおむね500件

事業の実施状況

事業量	R3d基準	R7d実績	R8d目標
■ 漁港の活用促進に資する整備を実施する地区	—	18地区	30地区

※令和8年度までの目標30地区に対して、令和7年度実績18地区であり、事業の進捗が概ね図られている。

■ ハード対策



地域水産物普及施設



用地の区画整理、整地

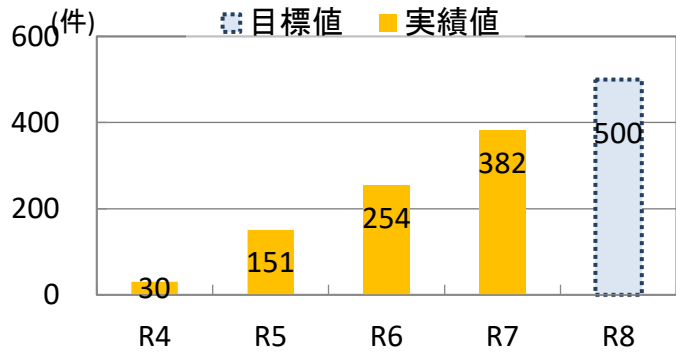
■ ソフト対策

- 関係府省庁の協力の下、海業に関連した国などの支援策を取りまとめたメニュー集「海業支援パッケージ」の作成・公表
- 漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む方々に向けた総合相談窓口「海業振興コンシェルジュ」を開設
- 水産庁が、個別に助言や海業の推進に関する情報提供等を行い、取組を積極的に支援する地区として、「海業の推進に取り組む地区」を募集し、110地区を決定・公表（令和8年3月時点）
- 「海業の推進に取り組む地区」を対象とした、「海業推進全国サミット」を開催し、海業の取組や検討作業から浮上した課題、解決に向けての方策検討等のグループワークを実施 など

【進捗状況】
全国の漁港において、令和8年度の目標値500件に対して、令和7年度の実績値は382件となり、十分に進捗が図られている。

【分析】
初年度は立ち上がりに遅れが見られたものの、「海業の推進に取り組む地区」等のこれまでの取組の後押しやモデル地区の事例の横展開等が進んだため。

【今後の対応】
改正漁港漁場整備法により創設された「漁港施設等活用事業」の普及や令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において新たに措置した海業の立ち上げに係る支援事業等により、取組件数の更なる増加を図る。



新たな漁港漁場整備長期計画の構成等について

令和8年8月4日
水産庁

現行計画の重点課題と次期計画の重点課題案

- ✓ 水産業の基盤となる漁港・漁場の整備等については、情勢の変化に的確に対応しつつ、着実に推進していくことが必要。
- ✓ 近年では、海水温の上昇をはじめとした海洋環境の急激な変化など、水産業や漁村をめぐる情勢は大きく変化。
- ✓ 次期計画においては、海洋環境変化への対応について、重点課題の一つとして位置づけ再構成し、対策を強力に推進。
- ✓ 次期長期計画では、現行長期計画において共通課題として位置付けたグリーン化の推進、デジタル社会の形成等について、具体的な施策に反映し、着実に推進。

水産業や漁村をめぐる情勢（例）

■ 海洋環境の急激な変化

・世界平均の2倍を超える海水温の上昇 など

■ 人口減少・少子高齢化

・水産物の生産・流通に係る人手不足 など

■ 食料安全保障を取り巻く環境の変化

・将来のタンパク質需要の増加 など

■ 災害リスクの増大

・南海トラフ等の巨大地震の切迫 など

■ 進行するインフラ老朽化

・整備後50年を経過する施設の増加 など

■ 環境問題をめぐる世界的な潮流

・2050年カーボンニュートラルの実現 など



現行長期計画の重点課題

産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

(共通課題)
・グリーン化の推進
・デジタル社会の形成など

前回分科会で議論した6テーマ

拠点漁港等の整備

養殖

漁場整備

防災・減災対策

インフラマネジメント

漁村の活性化・海業振興

具体的な施策に反映し、着実に推進

次期長期計画の重点課題（案）

海洋環境変化に適応した持続可能な生産基盤の確立

(ア) 環境変化に適応した漁場環境の形成

(イ) 魚種変化等に対応する陸揚げから流通までの一貫した体制構築

生産力・競争力強化のための水産業の拠点の形成

(ア) 拠点漁港等の生産・流通機能の再編・強化

(イ) 養殖生産拠点の生産力強化

災害リスクとインフラ老朽化に対応した

漁港・漁場・漁村の戦略的強靱化

(ア) 増大する災害リスクへの対応力強化

(イ) 地域の将来を見据えた計画的な老朽化対策の推進

にぎわい稼げる漁村に向けた海業の振興と環境づくり

(ア) 地域の水産業を支える海業の新たな展開

(イ) 暮らしやすく人にやさしい環境づくり

次期漁港漁場整備長期計画の構成（案）

第1 漁港漁場整備事業についての基本的考え方

【漁港・漁場の役割】

- ✓ 漁港と漁場は、わが国水産業の健全な発展と国民への水産物の安定供給を図るための基盤。

【水産業や漁村をめぐる情勢】

- ✓ 海洋環境の急激な変化、人口減少・少子高齢化、食料安全保障を取り巻く環境の変化、自然災害リスクの増大、進行するインフラ老朽化、環境問題を巡る世界的な潮流などの我が国の水産業や漁村をめぐる情勢の変化を踏まえ、水産業の基盤となる漁港・漁場に求められる役割を確認し、時代の要請に的確に対応することが必要。
- ✓ これらのめぐる情勢の変化等を踏まえ、今後5年間に重点的に取り組むべき課題を次の4つに整理し、水産基本計画と密接な連携のもと、漁港・漁場の整備を戦略的かつ計画的に推進。

第2 実施の目標及び事業量

- ✓ 水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図ることを目的として、第1に掲げる重点課題に対する総合的かつ効率的な事業を推進することにより、おおむね5年後を目途に、成果を発現。あわせて、計画期間における漁港漁場整備事業の事業量は、整備する対象を重点化。

① 海洋環境変化に適応した 持続可能な生産基盤の確立	② 生産力・競争力強化のための 水産業の拠点の形成	③ 災害リスクと インフラ老朽化に対応した 漁港・漁場・漁村の 戦略的強靱化	④ にぎわい稼げる漁村に向けた 海業の振興と環境づくり
（1）実施の目標 ア 環境変化に適応した漁場環境の形成 ・現状・課題 ・具体の施策 など イ 魚種変化等に対応する陸揚げから流通までの一貫した体制構築 ・現状・課題 ・具体の施策 など （2）目指す主な成果 ア 成果目標 イ 整備目標 （3）事業量	（1）実施の目標 ア 拠点漁港等の生産・流通機能の再編・強化 ・現状・課題 ・具体の施策 など イ 養殖生産拠点の生産力強化 ・現状・課題 ・具体の施策 など （2）目指す主な成果 ア 成果目標 イ 整備目標 （3）事業量	（1）実施の目標 ア 増大する災害リスクへの対応力強化 ・現状・課題 ・具体の施策 など イ 地域の将来を見据えた計画的な老朽化対策の推進 ・現状・課題 ・具体の施策 など （2）目指す主な成果 ア 成果目標 イ 整備目標 （3）事業量	（1）実施の目標 ア 地域の水産業を支える海業の新たな展開 ・現状・課題 ・具体の施策 など イ 暮らしやすく人にやさしい環境づくり ・現状・課題 ・具体の施策 など （2）目指す主な成果 ア 成果目標 イ 整備目標 （3）事業量

第3 事業の円滑な実施のために必要な事項

- ✓ 効率的かつ効果的な事業の実施のため、事業の効果を相乗的に高める施策連携、国と地方の役割に応じた取組の推進などの点に留意。
- ✓ 漁港・漁場、漁村を支える人材の育成と推進体制の強化。

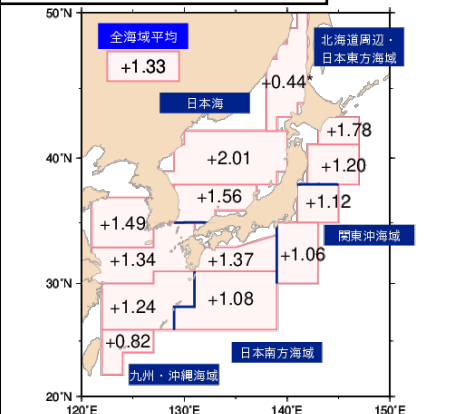
重点課題1：海洋環境変化に適応した持続可能な生産基盤の確立

実施の目標：ア 環境変化に適応した漁場環境の形成

現状・課題

- ✓ 我が国周辺の海域においては、大幅な海水温の上昇などのこれまでにない劇的な海洋環境の変化を受けて、サケやスルメイカといった主要魚種のかつてないレベルでの不漁などが続いているほか、ブリ、フグ類等の分布域の変化が発生。
- ✓ 水産資源の産卵・生息環境であり、ブルーカーボン生態系としてCO2吸収源としても期待される藻場の面積が長期的に減少。
- ✓ 一部の沿岸域では底質の悪化、栄養塩類の不足等による水産資源への影響が懸念。
- ✓ 沖合域での水産資源の生産力の向上等の対策や漁業就業者数の減少を踏まえた生産性の向上も課題。

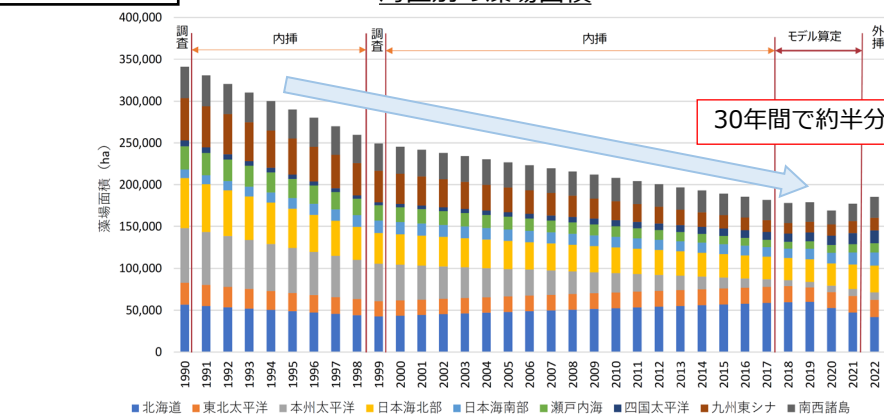
日本近海の海水温上昇



日本近海の海域平均海面水温（年平均）の上昇率（°C/100年）

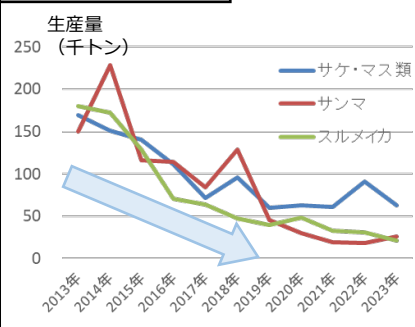
資料：気象庁「海面水温の長期変化傾向（日本近海）」

藻場の減少

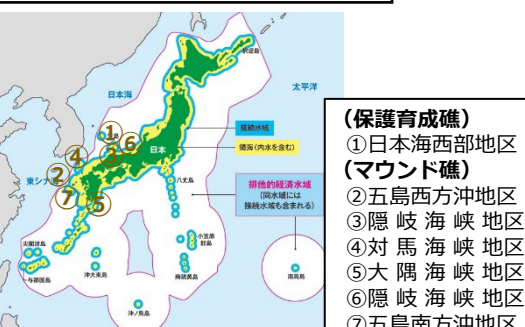


資料：環境省「藻場（海草・海藻）のインベントリ報告について」

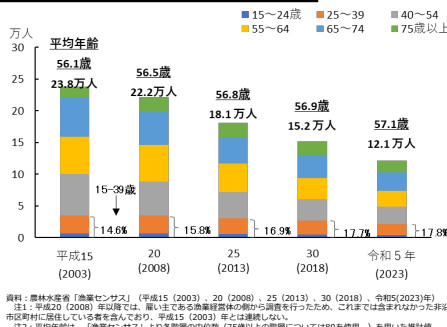
主要魚種の不漁



国直轄漁場整備の整備位置



漁業就業者数の減少



具体の施策

- 新たな環境下に即した種苗生産から漁場環境整備までの一貫した体制の構築
- 深場等の新たな適地における藻場造成
- ブルーカーボンを契機とした藻場の保全における民間企業等との連携の促進
- 多様な主体の参画とクレジットの活用による藻場の保全活動の持続性確保
- 漁場の水域環境保全対策の推進
- 排他的経済水域を含めた沖合における水産環境整備のさらなる展開
- デジタル技術を活用した海洋環境観測に基づく効率的な操業等の推進

重点課題1：海洋環境変化に適応した持続可能な生産基盤の確立

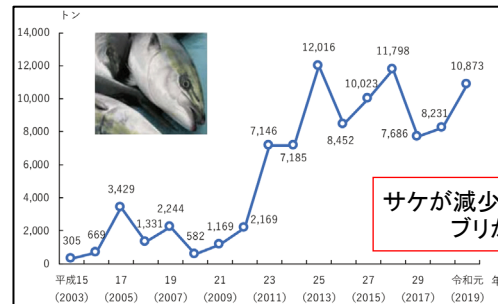
実施の目標：イ 魚種変化等に対応する陸揚げから流通までの一貫した体制構築

現状・課題

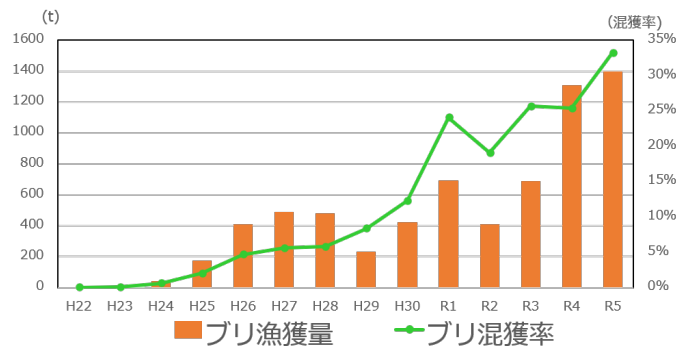
- ✓ 我が国周辺海域における海洋環境の変化により、ブリ等の分布域の変化に伴い漁獲量が増加し、円滑な陸揚げ作業に支障をきたす状況になるなど、漁獲魚種の変化に伴い、背後の加工・流通も含めた陸側の受入体制が追い付かないといった課題を抱える地域が出現。
- ✓ 地域的な漁獲量の増減に対応して、既に実証船による試験操業が進められており、今後も魚種・漁法の複合化に向けた取組が進展する見込み。
- ✓ 海洋環境の変化により、水産加工業者の原料調達への影響が拡大。

個別地域の魚種変化

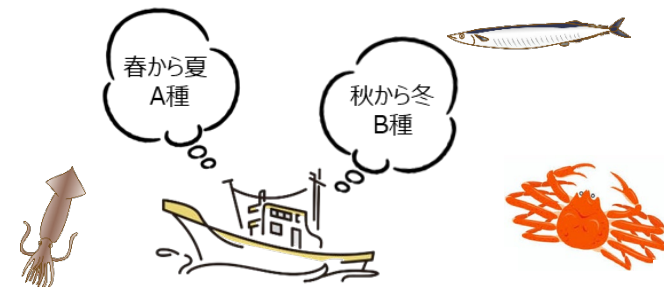
○北海道におけるブリの漁獲の増加



○サケ定置網漁業のブリ漁獲量とブリ混獲率（道内の漁港での例）



漁獲魚種の複数化（イメージ）



漁法の複合化（例）

○我が国のサンマの水揚げ量

2008年	2024年
約35万トン	約4万トン

○サンマ船のアカイカ兼業船への改造



操業調査の結果、いか釣り専業船と漁獲能力に大きな差は見られなかった

具体の施策

- 魚種・漁法の変化に対応した陸揚げ機能の強化
- 漁獲魚種にかかわらず効率的かつ衛生的な荷さばき環境の確保
- 漁獲の変化に応じた柔軟な加工体制の構築

など

重点課題2：生産力・競争力強化のための水産業の拠点の形成

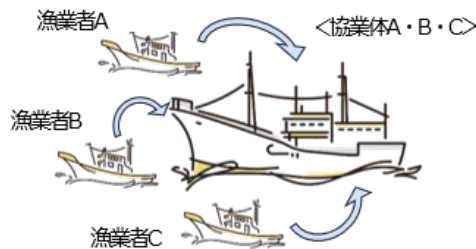
実施の目標：ア 拠点漁港等の生産・流通機能の再編・強化

現状・課題

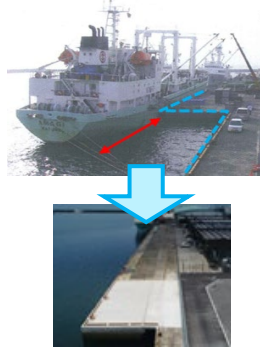
- ✓ 漁業者や市場関係者をはじめとした生産・流通に係る人手不足や輸送力不足、燃料費の高騰など生産・流通コストの増大等の課題が顕在化。
- ✓ 将来にわたって地域を支えていく漁業者の積極的な経営展開に向けた地域漁業の協業化・法人化や居住環境の改善のための漁船の大型化が進展。
- ✓ 国内消費が減少する中、世界的な水産物需要の高まり等を捉えた輸出の促進が重要。
- ✓ 地域的な漁獲量の変動への対応も課題。

協業化・法人化、漁船の大型化

○協業化・法人化イメージ（例）

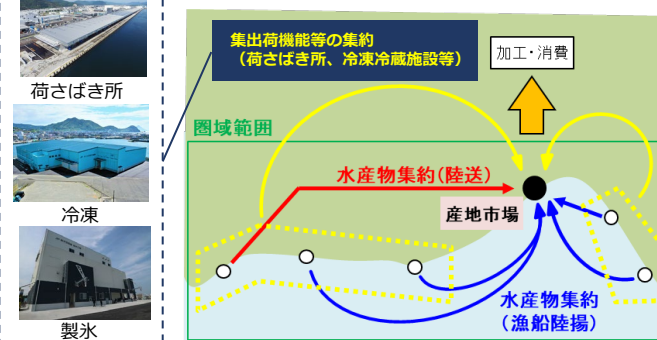


○大型化への対応（例）



再編・強化

○生産・加工・流通機能の再編・強化（イメージ）



具体の施策

- 地域漁業の協業化・法人化、漁船の大型化等を踏まえた「圏域計画」に基づく生産・加工・流通機能の再編・強化
- 輸出促進等に向けたハード・ソフト一体となった持続可能な衛生管理体制の構築
- 水産物の安定供給に資する冷凍・冷蔵施設等による出荷調整機能の再編・強化
- 遠隔入札等による新たな水産物流通モデルの構築
- 人手不足への対応や生産の効率化の観点からの省力化・省人化、就労環境の改善

など

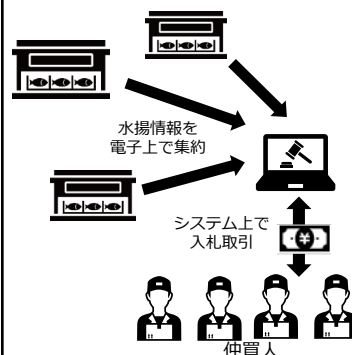
衛生管理型施設の老朽化・機能低下



輸出促進に向け、衛生管理を更に促進

遠隔入札、就労環境改善

○遠隔入札の導入（イメージ）



○就労環境改善



重点課題2：生産力・競争力強化のための水産業の拠点の形成

実施の目標：イ 養殖生産拠点の生産力強化

現状・課題

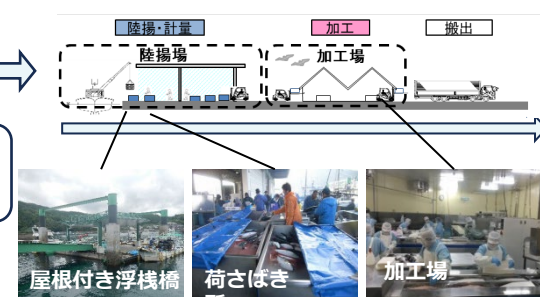
- 世界的なタンパク質需要の拡大を受け、計画的かつ安定的に生産可能な養殖業の重要性はますます高まっており、養殖業の成長産業化が期待。
- 漁業就業者の減少・高齢化を踏まえ、低コストかつ短期間に着手できる漁港を活用した養殖による、地域の稼ぐ力の向上への期待の高まり。
- 赤潮発生等による養殖魚のへい死や成長阻害といった被害が課題。

養殖生産力の強化



種苗の生産
生産拡大に向けた
種苗の確保

養殖



養殖場から陸揚げ（荷さばき）、加工までの一貫した施設整備により、単価の高水準化、輸出量の増大に寄与。

沖合・大規模養殖

- 養殖適地の確保にも資する基盤整備



陸上養殖

- 漁港における陸上養殖（スジアオノリの例）



飼育水槽



取水環境の確保

漁港の活用促進

- 漁業環境の変化に伴う
陸域の活用



漁業者の減少、高齢化を背景として、これまで地先で採取していたウニについて、自然環境に左右されにくく、また安全に生産可能な陸上養殖施設を整備。

- 漁港水域を活用した養殖

海水交換施設の整備 ナマコ流出防止フェンスの設置



ホタテ漁等の中型漁船の利用を同漁港の別地区に集約し、海水交換施設を整備し、泊地をナマコの増養殖場として活用。

具体の施策

- 需要に応じた安定的な供給体制の構築のための養殖生産拠点における生産・加工・流通に至る一体的な機能強化
- 天然種苗の変動に左右されない人口種苗への転換に向けた種苗生産体制の構築
- 沖合・大規模養殖の展開を下支える養殖適地の拡大・確保
- 地域の実情に応じた養殖生産における漁港の水域・陸域の活用促進
- 陸上養殖の展開に資する漁港の環境整備
- 養殖漁場の環境改善及び赤潮等の発生予測に資するモニタリング体制の構築

など

近年の赤潮被害（八代海等の例）

県	令和4(2022)	5(2023)	6(2024)年度
熊本県	19.7億円	15.4億円	14.8億円
長崎県	-	11.0億円	15.5億円
鹿児島県 (八代海)	0.09億円	0.5億円	1.0億円
合計	19.8億円	26.9億円	31.3億円

資料：各県調べ（令和7（2025）年3月末時点）

重点課題3：災害リスクとインフラ老朽化に対応した漁港・漁場・漁村の戦略的強靱化

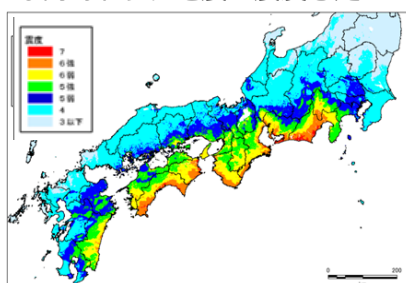
実施の目標：ア 増大する災害リスクへの対応力強化

現状・課題

- ✓ 発生が切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震、気候変動の影響により激甚化・頻発化する台風・低気圧・豪雨、海面上昇等による被害が懸念。
- ✓ 令和6年能登半島地震等、昨今の災害により条件不利地域における脆弱性リスクが顕在化。
- ✓ 海業振興を背景としたインバウンドを含めた来訪者の増加や、水産業での外国人労働者の増加等を踏まえた漁港・漁村での安全確保・避難対策の重要性の高まり。

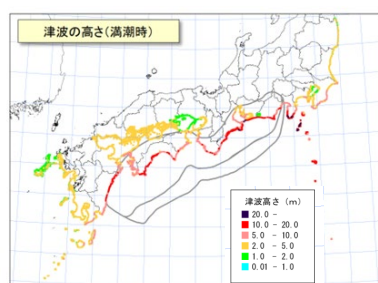
大規模地震・津波リスクの切迫

○南海トラフ地震の震度想定

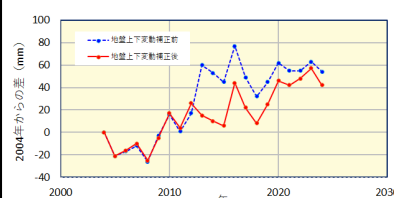


資料：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書説明資料

○南海トラフ地震の津波高さ想定



気候変動による外力の変化



資料：気象庁「日本の気候変動」

全国13地点で平均した日本沿岸の年平均海面水位の変動（2004～2024年）

○漁港における高波・越波被害



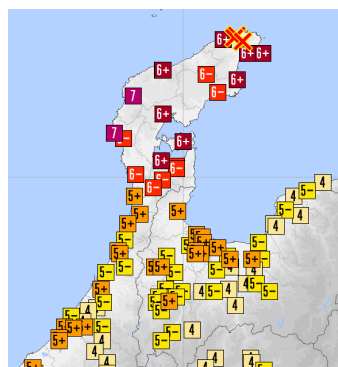
具体の施策

- 南海トラフ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害への対応力強化
- 気候変動に伴い激甚化する台風・低気圧・豪雨への対策の加速化
- 拠点漁港における水産業の早期再開に向けたハード・ソフト的な対策の強化
- 能登半島地震を教訓とした条件不利地域の特性も踏まえた物資輸送の拠点としての機能強化、孤立対策の強化
- 漁業者・生活者・来訪者の安全確保・避難体制の更なる強化と事前復興の取組の推進
- 円滑な初動対応に資する地域の関連団体、民間事業者との連携強化

など

7

令和6年能登半島地震



資料：気象庁震度データベース

<漁港漁村が関連する主なトピック>

- ✓ 地盤隆起による被害が発生し、漁業再開に遅れ
- ✓ 半島という地理的条件の不利性が要因の一つとなり、複数の孤立地区が発生
- ✓ 物資輸送等に海路（漁港）を活用



物資輸送



地盤隆起被害



豪雨災害時における漁港の活用

- ✓ 豪雨災害により落橋が発生し、一部集落が孤立



- ✓ 漁港を活用し、人や物資を運搬



資料：国土交通省 東北地方整備局

重点課題3：災害リスクとインフラ老朽化に対応した漁港・漁場・漁村の戦略的強靱化

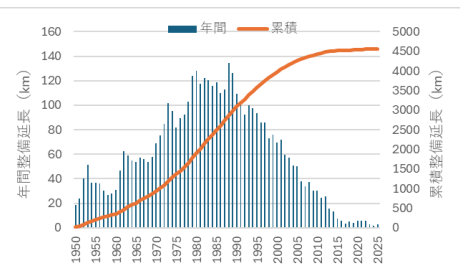
実施の目標：イ 地域の将来を見据えた計画的な老朽化対策の推進

現状・課題

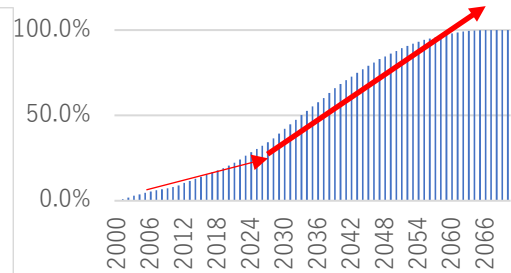
- ✓ これから整備後50年を経過する漁港施設が急激に増加していく中で、事後保全から予防保全型の老朽化対策の転換を加速化していくことの重要性の高まり。
- ✓ 令和7年1月の八潮市道路陥没事故を契機とし、インフラマネジメントの重要性が再認識され、施設の損傷リスクや事故時等の社会的影響の大きさを考慮する必要性を認識。
- ✓ 地方自治体の技術系職員の不足等により、必要な保全対策の継続が困難となることが想定。

漁港施設の老朽化

○漁港施設※の年度別整備量



○建設後50年を経過する施設※の割合



老朽化によって施設が供用停止、機能喪失する事例が発生

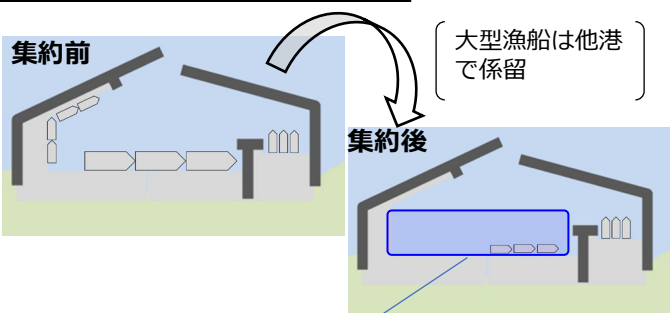


護岸エプロンが陥没



防波堤の倒壊

再編・集約に伴う規模適正化



<ダウンサイジングの例>

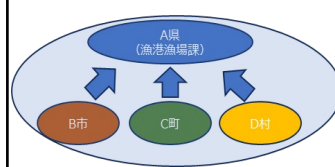
- ✓ 漁港機能を集約することで、小型漁船のみが在籍することとなり、必要とされる水深が浅くなる。（その結果、浚渫の頻度を低減できる。）

広域連携・多分野連携の施策展開イメージ

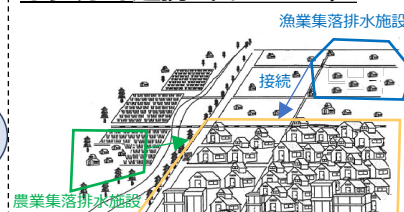
○広域連携・多分野連携の施策の考え方

既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、上下水道といった複数・多分野のインフラを「群」として捉え、更新や集約・再編、新設も組み合わせた検討により、効率的・効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能・性能を維持するもの。

○広域連携(イメージ)



○多分野連携(イメージ)



具体の施策

- 予防保全型の老朽化対策への転換の加速化、メリハリある点検・調査体制の再構築
- 地域の将来を見据えた再編・集約に伴う施設・機能の統廃合、規模適正化
- 複数の地方公共団体のインフラや多分野のインフラを群として捉えた広域連携・多分野連携の推進
- 地方公共団体の技術系職員の技術力向上対策、効率的なインフラマネジメントに向けたAI・ドローン等の新技術の活用

重点課題4：にぎわい稼げる漁村に向けた海業の振興と環境づくり

実施の目標：ア 地域の水産業を支える海業の新たな展開

現状・課題

- ✓ 海や漁村の地域資源を活用し、漁村への来訪者等の関係人口の創出や漁業者の所得向上を図る海業は、漁業を取り巻く環境が大きく変化する中でにぎわう漁村、稼げる漁村づくりにとって重要な取組。
- ✓ 海業の取組を更に拡大・深化していくために、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく「漁港施設等活用事業」の活用促進等により、漁業の根拠地である漁港を海業の場としての活用を広げていくことや、海業に取り組む担い手の育成・確保、持続可能な海業の体制構築等が課題。

海業の現状

○漁村の交流人口の推移

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
漁村の交流人口 (千人)	19,854	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710

※水産庁調べ

○漁港施設等活用事業イメージ



民間投資を活用した海業推進



×



デジタルを活用した海業のビジネスモデルの創出 (左：釣り魚と地域電子通貨との交換等を通じた高付加価値化、右：アプリによる漁港の釣り利用の管理)

幅広いニーズへの対応

○漁業の特性を活かした取組



乗船体験や修学旅行生の受け入れといった漁業の特性を活かした取組

○社会課題への対応



来訪者や関係人口等多様な主体と連携した地域課題の解決に向けた取組 (藻場再生・保全体験)

○港湾との連携



人材確保・育成

○海業関係者を結びつけるマッチングシステム (イメージ)



具体の施策

- 漁業者を主体とした海業の取組への民間投資の活用
- 海業の人材確保・育成に向けた外部人材の受け入れや中間支援組織の活用
- 漁業の特性を活かして取組や藻場保全等のSDGsにつながる社会課題への対応など幅広いニーズへの対応
- 海業の拠点としての漁港の活用の推進 (漁港施設等活用事業、漁港水面施設運営権等)
- 「海業の基本的考え方 (仮称)」の策定による水産地域が海業を通して将来めざす姿等のビジョンの共有

など

重点課題4：にぎわい稼げる漁村に向けた海業の振興と環境づくり

実施の目標：イ 暮らしやすく人にやさしい環境づくり

現状・課題

- ✓ 漁村に住み、漁村で働き、また漁村に訪れたいような環境づくりが求められる中で、狭い土地に家屋が密集している漁村では、自動車が行き来できないような狭い道路もある中、生活基盤の再編・整備が必要な状況。
- ✓ 漁村は自然の生態系に依拠して成り立つ漁業の根拠地であることに鑑み、漁村においても、カーボンニュートラル等の環境問題を踏まえた対応の必要性の高まり。
- ✓ 漁港においては釣りやプレジャーボート等が適正に利用され、地域の漁業活動の支障とならないよう配慮が必要。

漁村の生活環境整備



漁村全景



漁業集落排水施設



漁業集落道

リサイクルの推進

○例：廃漁網のストックヤード



再エネ、省エネ等

○漁港施設への太陽光発電、LEDの導入



○漁港利用の効率化等による燃油使用量の削減

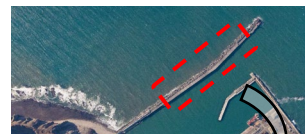


岸壁整備による陸揚げ待ちの解消



漁港における藻場造成

○漁港におけるカーボンニュートラルの取組（例）



防波堤の背後に浚渫土砂を有効活用し盛土を行い藻場造成を図る。

具体の施策

- 漁村の暮らしを支える生活環境の改善
- 漁港等における再エネ、省エネの推進
- 漁具のリサイクル等の循環型社会への貢献
- 漁港における藻場の保全・創造をはじめ自然環境と調和した漁港づくりの推進
- 漁港における適切な利用調整に向けたマナー向上やルールづくり、現場の安全確保

など

(まとめ) 次期漁港漁場整備長期計画における具体の施策

重点課題

①

海洋環境変化に適応した持続可能な生産基盤の確立

ア 環境変化に適応した漁場環境の形成

- 新たな環境下に即した種苗生産から漁場環境整備までの一貫した体制の構築
- 深場等の新たな適地における藻場造成
- ブルーカーボンを契機とした藻場の保全における民間企業等との連携の促進
- 多様な主体の参画とクレジットの活用による藻場の保全活動の持続性確保
- 漁場の水域環境保全対策の推進
- 排他的経済水域を含めた沖合における水産環境整備のさらなる展開
- デジタル技術を活用した海洋環境観測に基づく効率的な操業等の推進

イ 魚種変化等に対応する陸揚げから流通までの一貫した体制構築

- 魚種・漁法の変化に対応した陸揚げ機能の強化
- 漁獲魚種にかかわらず効率的かつ衛生的な荷さばき環境の確保
- 漁獲の変化に応じた柔軟な加工体制の構築

②

生産力・競争力強化のための水産業の拠点の形成

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の再編・強化

- 地域漁業の協業化・法人化、漁船の大型化等を踏まえた「圏域計画」に基づく生産・加工・流通機能の再編・強化
- 輸出促進等に向けたハード・ソフト一体となった持続可能な衛生管理体制の構築
- 水産物の安定供給に資する冷凍・冷蔵施設等による出荷調整機能の再編・強化
- 遠隔入札等による新たな水産物流通モデルの構築
- 人手不足への対応や生産の効率化の観点からの省力化・省人化、就労環境の改善

イ 養殖生産拠点の生産力強化

- 需要に応じた安定的な供給体制の構築のための養殖生産拠点における生産・加工・流通に至る一体的な機能強化
- 天然種苗の変動に左右されない人口種苗への転換に向けた種苗生産体制の構築
- 沖合・大規模養殖の展開を下支えする養殖適地の拡大・確保
- 地域の実情に応じた養殖生産における漁港の水域・陸域の活用促進
- 陸上養殖の展開に資する漁港の環境整備
- 養殖漁場の環境改善及び赤潮等の発生予測に資するモニタリング体制の構築

③

災害リスクとインフラ老朽化に対応した漁港・漁場・漁村の戦略的強靱化

ア 増大する災害リスクへの対応力強化

- 南海トラフ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害への対応力強化
- 気候変動に伴い激甚化する台風・低気圧・豪雨への対策の加速化
- 拠点漁港における水産業の早期再開に向けたハード・ソフト一体的な対策の強化
- 能登半島地震を教訓とした条件不利地域の特性も踏まえた物資輸送の拠点としての機能強化、孤立対策の強化
- 漁業者・生活者・来訪者の安全確保・避難体制の更なる強化と事前復興の取組の推進
- 円滑な初動対応に資する地域の関連団体、民間事業者との連携強化

イ 地域の将来を見据えた計画的な老朽化対策の推進

- 予防保全型の老朽化対策への転換の加速化、メリハリある点検・調査体制の再構築
- 地域の将来を見据えた再編・集約に伴う施設・機能の統合、規模適正化
- 複数の地方公共団体のインフラや多分野のインフラを群として捉えた広域連携・多分野連携の推進
- 地方公共団体の技術系職員の技術力向上対策、効率的なインフラマネジメントに向けたAI・ドローン等の新技術の活用

④

にぎわい稼げる漁村に向けた海業の振興と環境づくり

ア 地域の水産業を支える海業の新たな展開

- 漁業者を主体とした海業の取組への民間投資の活用
- 海業の人材確保・育成に向けた外部人材の受け入れや中間支援組織の活用
- 漁業の特性を活かした取組や藻場保全等のSDGsにつながる社会課題への対応など幅広いニーズへの対応
- 海業の拠点としての漁港の活用の推進（漁港施設等活用事業、漁港水面施設運営権等）
- 「海業の基本的考え方（仮称）」の策定による水産地域が海業を通して将来めざす姿等のビジョンの共有

イ 暮らしやすく人にやさしい環境づくり

- 漁村の暮らしを支える生活環境の改善
- 漁港等における再エネ、省エネの推進
- 漁具のリサイクル等の循環型社会への貢献
- 漁港における藻場の保全・創造をはじめ自然環境と調和した漁港づくりの推進
- 漁港における適切な利用調整に向けたマナー向上やルールづくり、現場の安全確保

実施の目標（具体の施策）

漁港漁場整備基本方針の変更の視点について

令和 8 年 8 月 4 日
水産庁

漁港及び漁場の整備等に関する法律における規定

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年五月二日法律第百三十七号） 抜粋

第二章の二 漁港漁場整備基本方針

第六条の二 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（以下「漁港漁場整備基本方針」という。）を定めなければならない。

2 漁港漁場整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向
- 二 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項
- 三 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項
- 四 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項
- 五 その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 略

5 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、漁港漁場整備基本方針を変更するものとする。

（以下、略）

第二章の三 漁港漁場整備長期計画

第六条の三 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、政令で定めるところにより、漁港漁場整備基本方針に即して、漁港漁場整備事業に関する長期の計画（以下「漁港漁場整備長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 漁港漁場整備長期計画においては、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3 漁港漁場整備長期計画は、水産物の加工及び流通の改善の動向並びに水産動植物の増殖及び養殖の推進の動向に配慮して定めるものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により漁港漁場整備長期計画の案を作成しようとするときは、関係都道府県知事及び水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

（以下、略）

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和二十五年七月二十八日政令第百三十九号） 抜粋

（漁港漁場整備長期計画）

第一条の三 法第六条の三第一項の漁港漁場整備長期計画は、五年を一期として定めるものとし、その変更は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。

漁港漁場整備基本方針

I 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

漁港漁場整備事業の推進に関し、今後重点的に取り組む課題について、事業推進のあるべき方向を規定

1. 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化
2. 海洋環境の変化への対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
3. 災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
4. 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上
5. 社会情勢の変化への対応

II 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

漁港漁場整備事業を効率的に実施し、適切に効果を発現させるために考慮すべき事項について規定

1. 整備の連携に関する事項
2. 漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項
3. 国と地方の役割分担に関する事項
4. 工事の効率性の向上に関する事項
5. 技術の開発に関する事項
6. 国民に開かれた事業制度に関する事項
7. 民間活力の導入に関する事項

III 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

漁港漁場整備事業の施行上必要とされる、設計、工法等に関する技術的な指針を規定

1. 漁港漁場施設などの設計に関する事項
2. 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序と工法に関する事項

IV 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

漁港漁場整備事業の推進にあたり、自然環境や社会環境との調和に関する配慮すべき事項について規定

1. 漁港・漁場を取り巻く自然環境の整備に関する事項
2. 漁港・漁場を取り巻く社会環境の整備に関する事項
3. 環境との調和の推進に関する事項

V その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

その他、交流促進や様々な利用者、地域特性に関する配慮事項について規定

1. 都市と漁村の交流の促進に関する重要事項
2. 高齢者・女性に配慮した整備に関する事項
3. 地域特性を踏まえた整備に関する事項

漁港漁場整備長期計画

基本方針の「I 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に規定する課題等に沿って、実施の目標と事業量を規定

1. 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

- （ア）拠点漁港等の生産・流通機能の強化
- （イ）養殖生産拠点の形成

2. 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

- （ア）環境変化に適応した漁場生産力の強化
- （イ）災害リスクへの対応力強化

3. 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

- （ア）「海業」による漁村の活性化
- （イ）地域の水産業を支える多様な人材の活躍

（基本方針に即して長期計画を作成）

「Ⅰ 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」と漁港漁場整備長期計画の重点課題の関係性

✓ 漁港漁場整備基本方針の「Ⅰ 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に即し、漁港漁場整備長期計画では、水産業や漁村をめぐる情勢等を勘案し、各5か年の計画期間における重点的に取り組むべき課題を整理。

	第1次 (平成14～18年度)		第2次 (平成19～23年度)		第3次 (平成24～28年度)		第4次 (平成29～令和3年度)		【現行】第5次 (令和4～8年度)	
	基本方針	長期計画	基本方針	長期計画	基本方針	長期計画	基本方針	長期計画	基本方針	長期計画
①	水産物の供給の安定への貢献	水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備	我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上	我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上	災害に強く安全な地域づくりの推進	災害に強く安全な地域づくりの推進	水産業の競争力強化と輸出促進	水産業の競争力強化と輸出促進	産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化	産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化
②	沿岸域の環境の保全・創造の推進	水産動植物の生育環境となる漁場等の積極的な保全・創造	国際競争力の強化と力強い産地づくりの推進	国際競争力の強化と力強い産地づくりの推進	水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進	水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進	豊かな生態系の創造と海域の生産力向上	豊かな生態系の創造と海域の生産力向上	海洋環境の変化への対応力強化による持続可能な漁業生産の確保	海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
③	漁村の総合的な振興	水産業の振興を核とし良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興	水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成	水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成	豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進	豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進	大規模自然災害に備えた対応力強化	大規模自然災害に備えた対応力強化	災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保	災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
④							漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出	漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出	「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上	「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上
⑤									社会情勢の変化への対応	漁港・漁場の整備の実施における共通課題

(備考) 漁港・漁場・漁村をめぐる主な出来事

・「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、漁港と漁場の整備を一体的に推進	・沖合域における国直轄の漁場整備の展開 ・衛生管理への関心の高まり	・東日本大震災	・水産物の国際化の進展、世界的な需要の高まり ・漁港の活用促進に関する考え方の普及	・新型コロナ、カーボンニュートラル ・海業の推進
-------------------------------------	--------------------------------------	---------	--	-----------------------------

漁港漁場整備基本方針の主な変更のポイント

漁港漁場整備基本方針の主な変更のポイント

I 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

【変更のポイント】

- ・水産業の情勢の変化等を踏まえた漁港漁場整備の推進に関する重点施策を見直し（新たな長期計画における重点課題への反映）

II 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

【変更のポイント】

- ・共同利用施設も含めた漁港機能の再編・強化とそれに伴い活用可能となる用地・水域の活用促進（増養殖や海業など）の観点を追加
- ・インフラマネジメントにおける広域連携・多分野連携によるコスト縮減・効率化の観点を追加
- ・地域の建設業の担い手確保のための働き方改革・処遇改善の観点を追加
- ・藻場の保全・創造におけるカーボンプレジット制度の活用を含む民間企業をはじめとした多様な主体との連携の観点を追加

III 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

【変更のポイント】

- ・漁港漁場整備事業に係る工事の実施におけるAI・ドローン等の新技術の活用の観点を追加

IV 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

【変更のポイント】

- ・漁港施設での藻場造成を通じたCO2固定、増養殖等の観点を追加

V その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

【変更のポイント】

- ・「海業に関する基本的考え方（仮称）」に関連した観点を追加

次期漁港漁場整備長期計画の構成案

基本方針の「I 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に規定する課題等に沿って、実施の目標と事業量を規定

1. 海洋環境変化に適応した持続可能な生産基盤の確立
(ア) 環境変化に適応した漁場環境の形成
(イ) 魚種変化等に対応する陸揚げから流通までの一貫した体制構築
2. 生産力・競争力強化のための水産業の拠点の形成
(ア) 拠点漁港等の生産・流通機能の再編・強化
(イ) 養殖生産拠点の生産力強化
3. 災害リスクとインフラ老朽化に対応した漁港・漁場・漁村の戦略的強靱化
(ア) 増大する災害リスクへの対応力強化
(イ) 地域の将来を見据えた計画的な老朽化対策の推進
4. にぎわい稼げる漁村に向けた海業の振興と環境づくり
(ア) 地域の水産業を支える海業の新たな展開
(イ) 暮らしやすく人にやさしい環境づくり

海業の基本的考え方(仮称)の策定に関する 検討の方向性について



「うみにゃーご」
～漁港の案内人～



「ぎょっこん」
～海業親善大使～



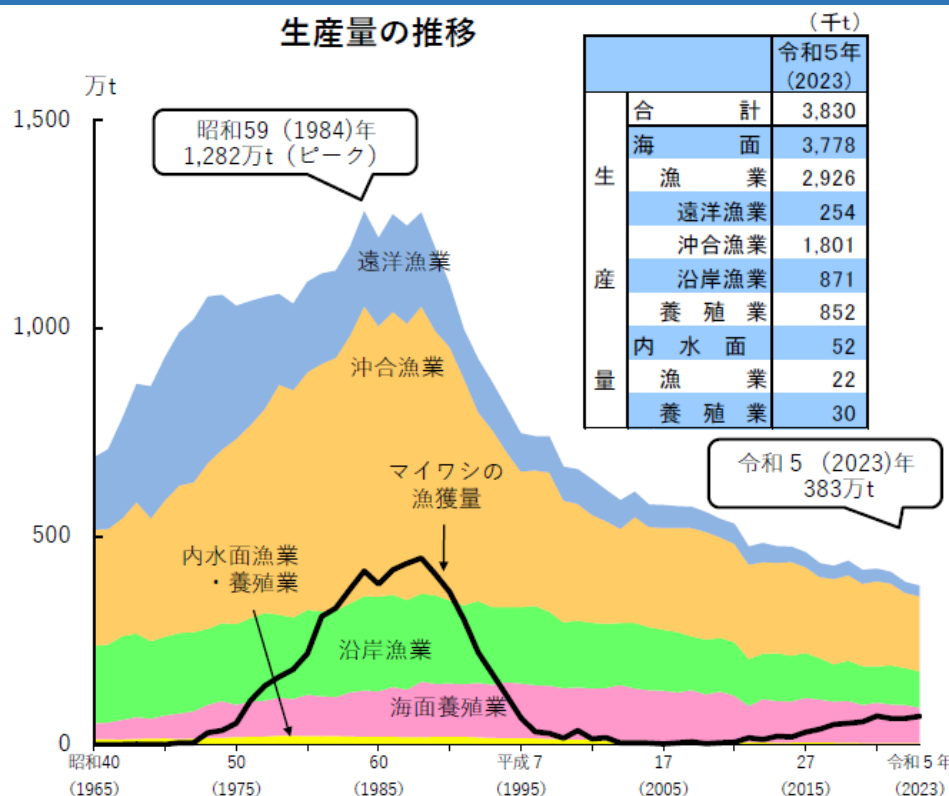
「うみーぎょ」
～海業の妖精～

海業をとりまく現状について(生産量、海洋環境)

- 近年、海洋環境の変化等の影響によるサケ、サンマ等の不漁もあり、**生産量の減少傾向は継続**。
- 日本周辺の海水温は100年で1.33度上昇。これは世界平均（+0.62度/100年）に比べて上昇幅が大きく、日本の漁業は、**これまでに見られなかった大きな海洋環境の変化を受けている**。

我が国における漁業生産量の推移

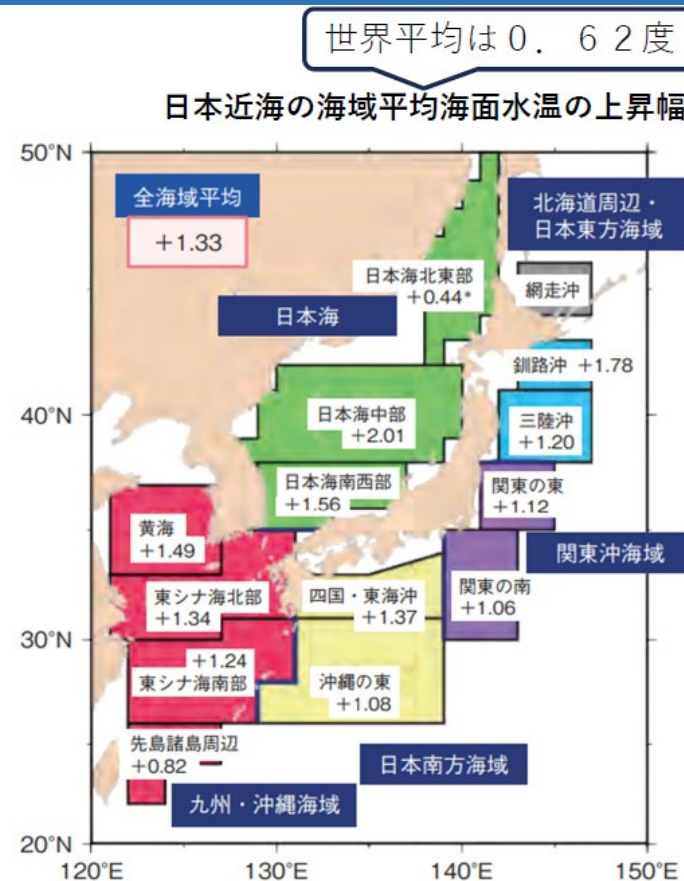
生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19 (2007) 年から漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19 (2007) ~22 (2010) 年までの数値は推計値であり、平成23 (2011) 年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

日本近海の海域平均海面水温の上昇幅



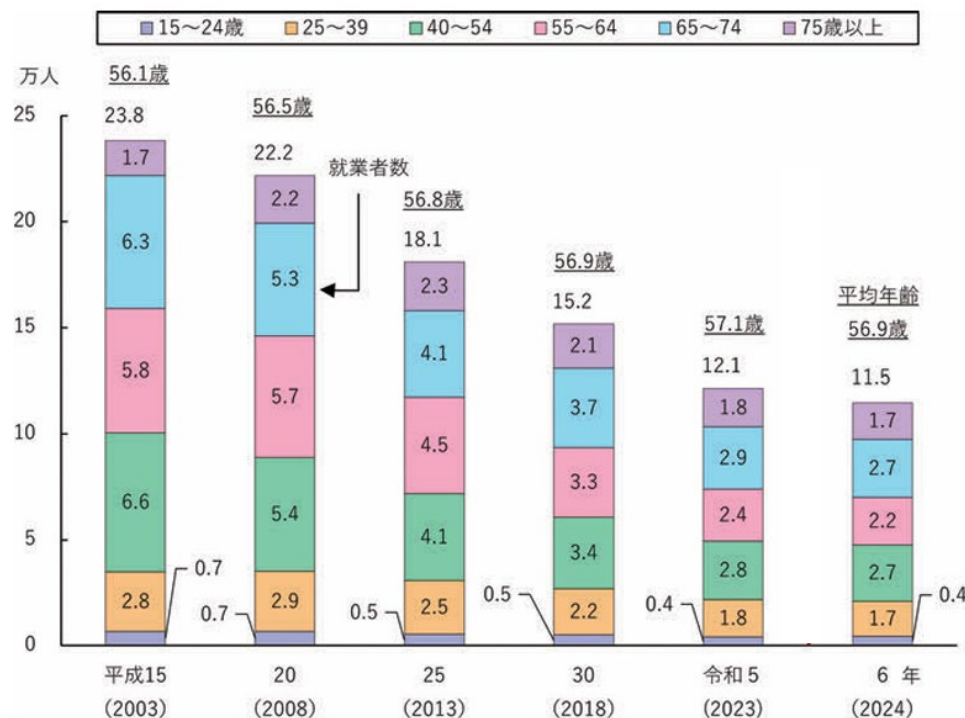
資料：気象庁「海面水温の長期変化傾向 (日本近海)」

注：図中の値は信頼度水準99%以上で統計に有意な値を、「*」を付した値は95%以上で優位な値を示す。

海業をとりまく現状について(漁業者、高齢化)

- 漁業就業者数は一貫して減少傾向にあり、令和6年は約11万5千人となっている。
- 漁村は全国平均を上回る速さで高齢化が進んでおり、令和6年の漁港背後集落の高齢化率は約42%となっている。

漁業就業者数の推移



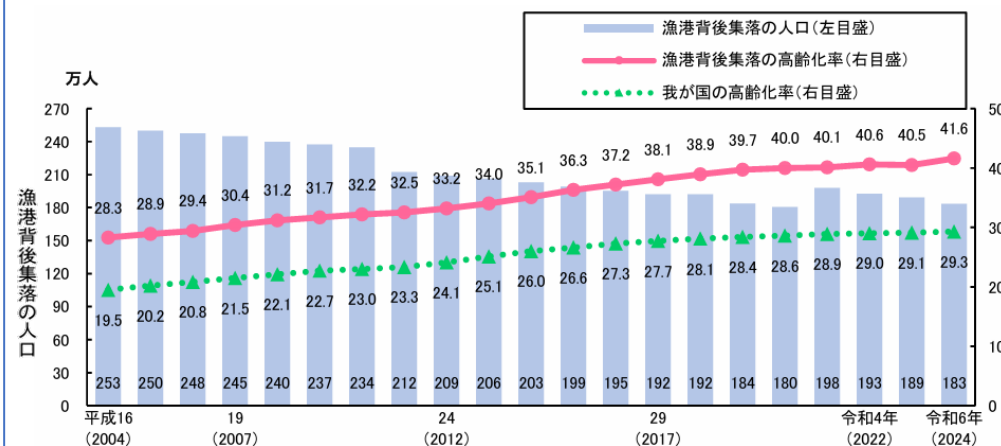
資料：農林水産省「漁業センサス」(平成15(2003)、20(2008)、25(2013)、30(2018)及び令和5(2023)年)及び「漁業構造動態調査」(令和6(2024)年)

注：1)「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。

2)平成20(2008)年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15(2003)年とは連続しない。

3)平均年齢は、「漁業センサス」及び「漁業構造動態調査」より各階層の中心年齢(75歳以上の階層については80を使用。)を用いた推計値。

漁港背後集落の人口と高齢化率



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は、水産庁調べ。

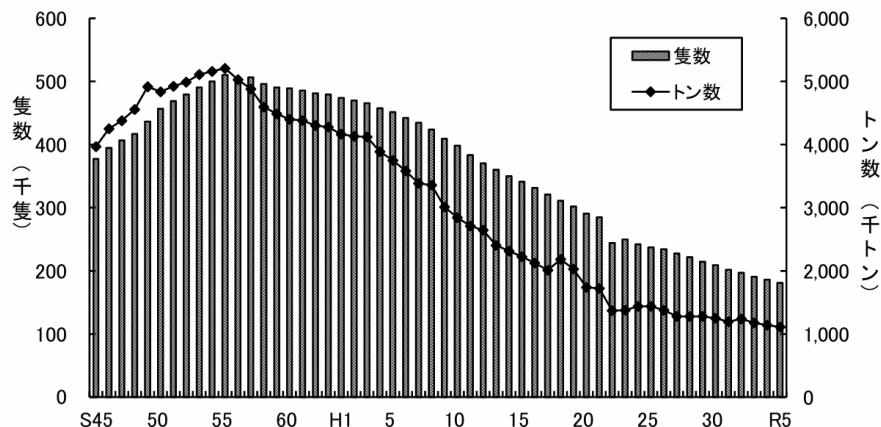
全国の高齢化率は、総務省「人口推計」(国勢調査実施年は国勢調査人口による。)

注：1)高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。2)平成23(2011)～令和2(2020)年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島県の3県を除く。

海業をとりまく現状について(漁船隻数、水産物消費)

- 漁船の隻数は減少傾向にあり、これに伴って漁港の陸域や泊地の有効活用が重要となってきた。
- 水産物の消費量は、平成13年をピークに減少傾向となっている。
- 漁労収入は増加しているが、漁労支出も増加しており、漁労所得は横ばいとなっている。また、漁労外事業所得は増加しており、事業所得は増加している。

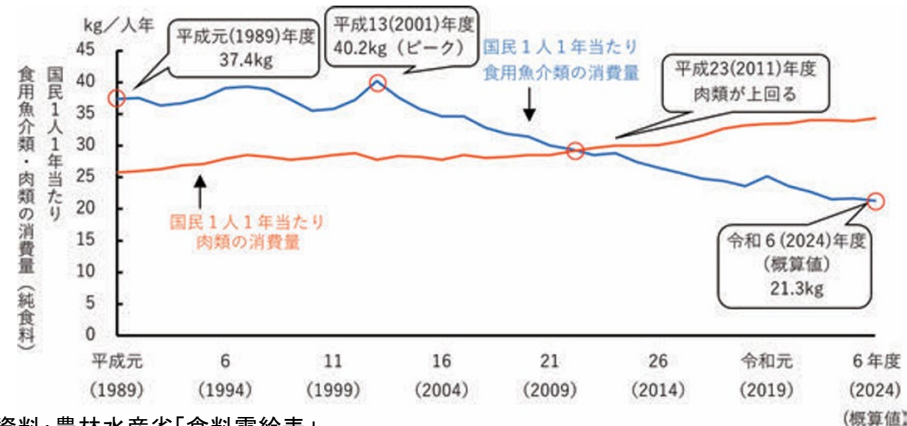
漁港利用動力漁船の推移



資料: 水産庁「漁港港勢の概要(令和5年)」

注: 平成22年から平成25年については、被災地における一部漁港を除く

食用魚介類の1人1年当たり消費量の変化



資料: 農林水産省「食料需給表」

沿岸漁船漁業を営む個人経営体の経営状況

	平成25 (2013)	平成30 (2018)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
事業所得	2,411	2,315	2,418	2,591
漁労所得	2,224	2,082	2,192	2,234
漁労収入	6,284	6,012	6,848	6,986
漁労支出	4,060	3,930	4,657	4,752
漁労外事業所得	187	233	226	358

資料: 農林水産省「漁業経営統計調査報告」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

注: 1)「漁業経営統計調査報告」の個人経営体調査の漁船漁業の結果を基に、「漁業センサス」の個人経営体の船外機付漁船及び10トン未満の動力漁船を用いる経営体数で加重平均した。()内は漁労支出の構成割合(%)。

2)「漁労外事業所得」とは、漁労外事業収入から漁労外事業支出を差し引いたものである。

漁労外事業収入は、漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時付資料のような漁業経営にとって付随的な収入を含んでおり、漁労外事業支出はこれらに係る経費である。

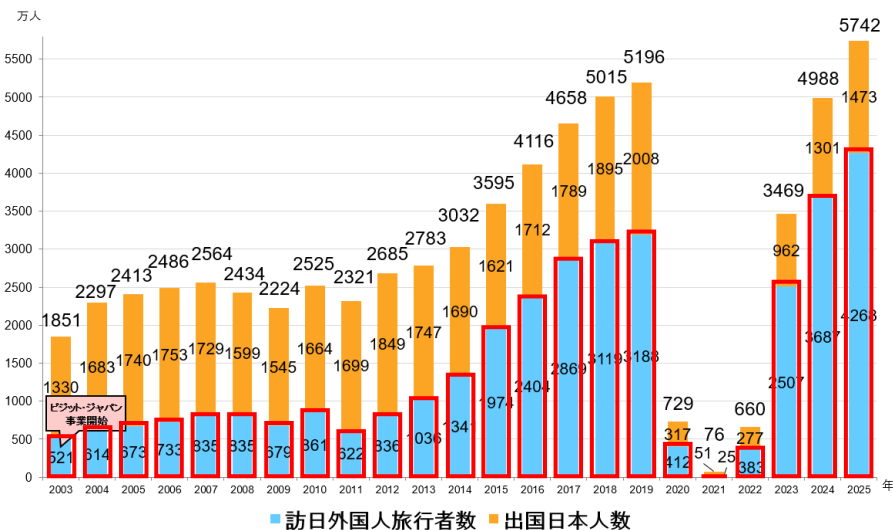
3) 令和2(2020)年以前は、東日本大震災により漁業が行えなかったこと等から、福島県の経営体を除く結果である。

4) 経営体の所得には、事業所得のほか、漁業世帯構成員の事業外の給与所得や年金等の事業外所得が加わる。

海業をとりまく現状について(インバウンド、交流人口、体験活動)

- 令和7年の訪日外国人旅行者数は過去最高となっており、インバウンドの需要が高まっている。
- 漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルを有しており、令和6年には過去最高となっている。
- 子どもの海における自然体験活動への希望は大きい、実際に実施した割合は少なく、活動の需要が高い。
- 藻場保全をはじめ、SDGsにつながる取組も行われてきており、社会課題への対応への期待もされている。

訪日外国人旅行者数の推移



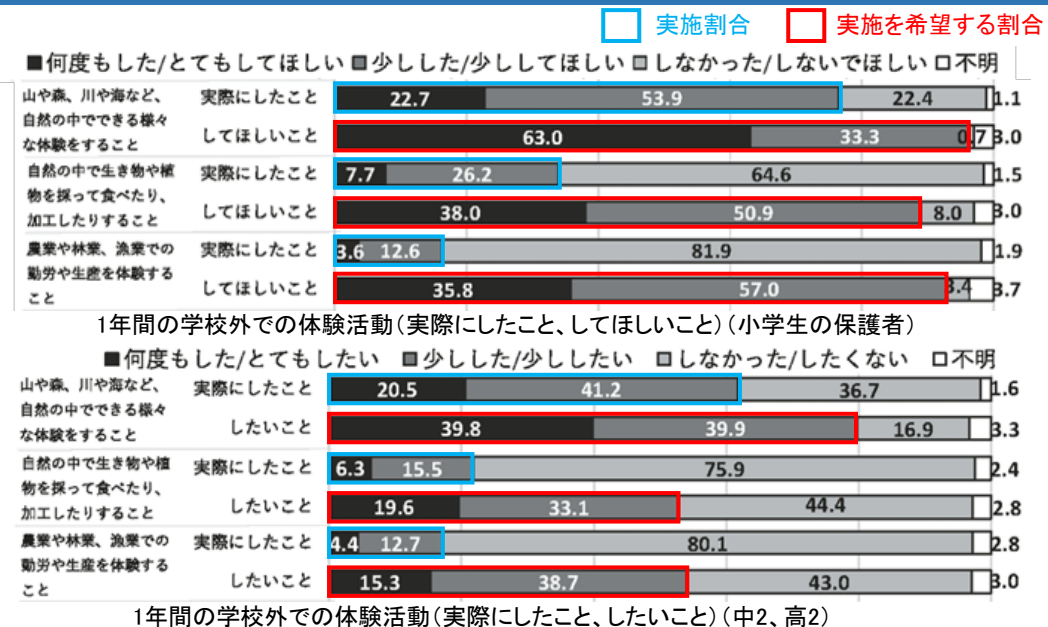
出典：日本政府観光局(JNTO)訪日外客統計、出入国在留管理庁 出入国管理統計

漁村の交流人口・施設数の推移

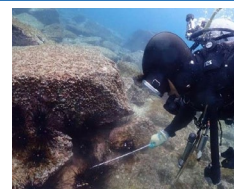
	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
漁村の交流人口 (千人)	19,854	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710	24,497
水産物直売所等 の交流施設 (箇所)	1,371	1,390	1,451	1,490	1,458	1,473	1,476	1,467

出典：水産庁調べ

青少年の体験活動の実施状況と需要



藻場保全等によるSDGsへの貢献



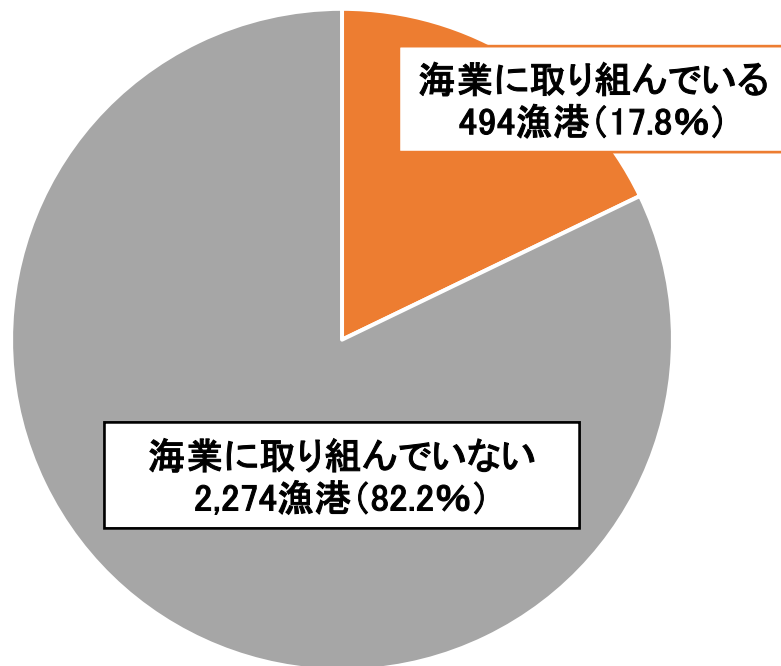
ウニ駆除や母藻設置等による藻場保全

蓄養ウニの販売やブルークレジットの取得

海業の現状について(海業に取り組む漁港)

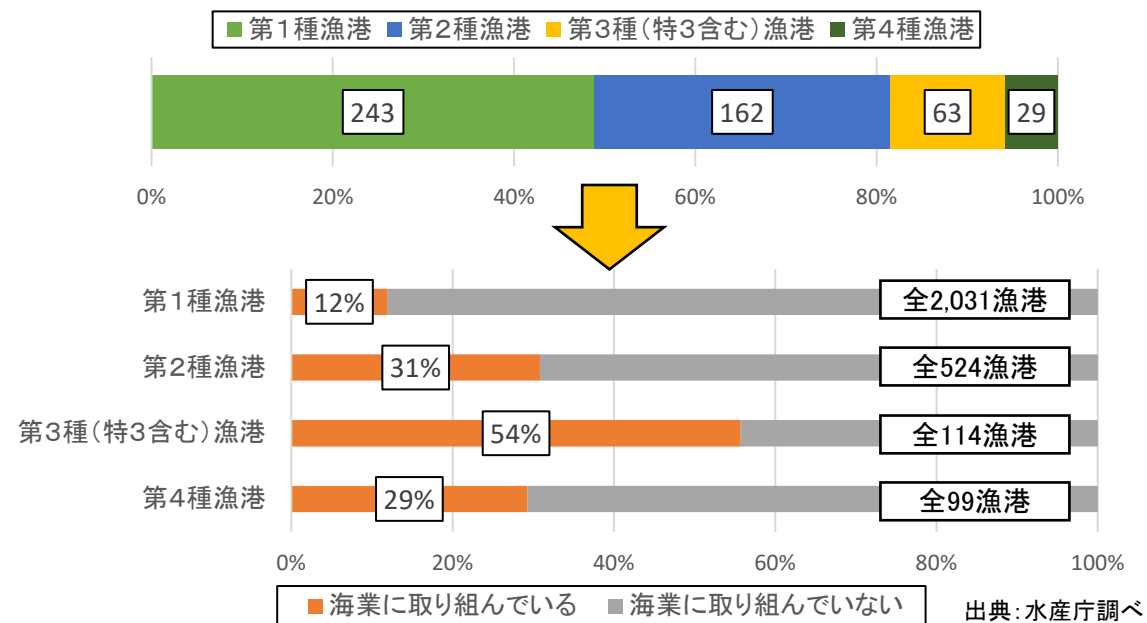
- 全国2,768漁港のうち、海業の取組が行われている漁港は**494漁港**で、漁港全体の**約18%**となっている。
 - 漁港種別に見ると、海業の取組が行われている漁港のおよそ**半数は第1種漁港**だが、**規模の大きい漁港ほど取り組まれている割合**が高く、**漁獲量や活用可能な用地の確保、利用者確保**の観点から**海業に取り組みやすい環境が整っているもの**と分析。
 - 海業の取組としては、**水産物の提供関係が最も多く**、次いで**漁業関連の体験、レジャー関係**となっている。
- **漁港の規模に応じた取組を促進するとともに、地域の実情に応じた体制整備が重要**（民間事業者との連携、先進事例や知見の共有、人材確保 等）

海業に取り組んでいる漁港数

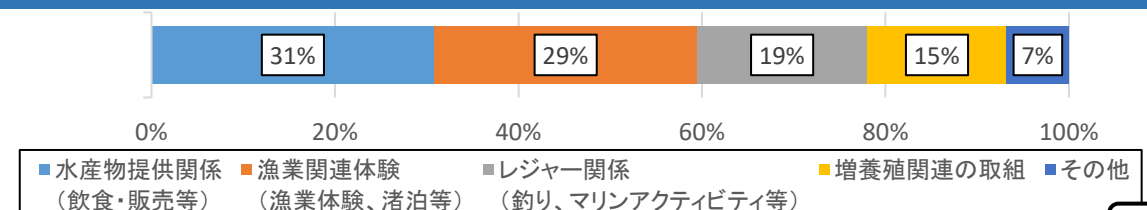


出典: 水産庁調べ

海業に取り組んでいる漁港の種別内訳



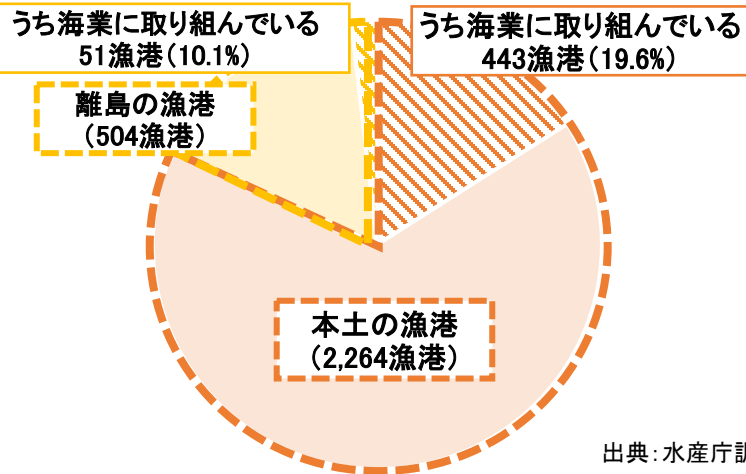
取り組まれている海業の内訳



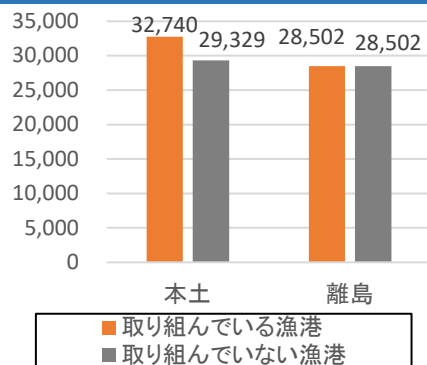
海業の現状について(海業に取り組む地域①)

- 本土の漁港では約 2 割で海業に取り組んでいるが、離島の漁港は 1 割程度にとどまっており、地理的な条件が海業の実施に影響を与えているものと分析。
 - 市町村の人口規模と取組の有無には明確な関係は見られず、人口以外の地域条件（特性）が関係していると考えられる。地域別に見ると、関東地方は比較的割合が高いものの、全国各地で大きな偏りなく取り組まれている。
- 地域条件（特性）に応じて適した海業の取組を推進していくことが重要。(例)都市近郊:立寄り型・消費型 地方・離島:滞在型・体験型 等

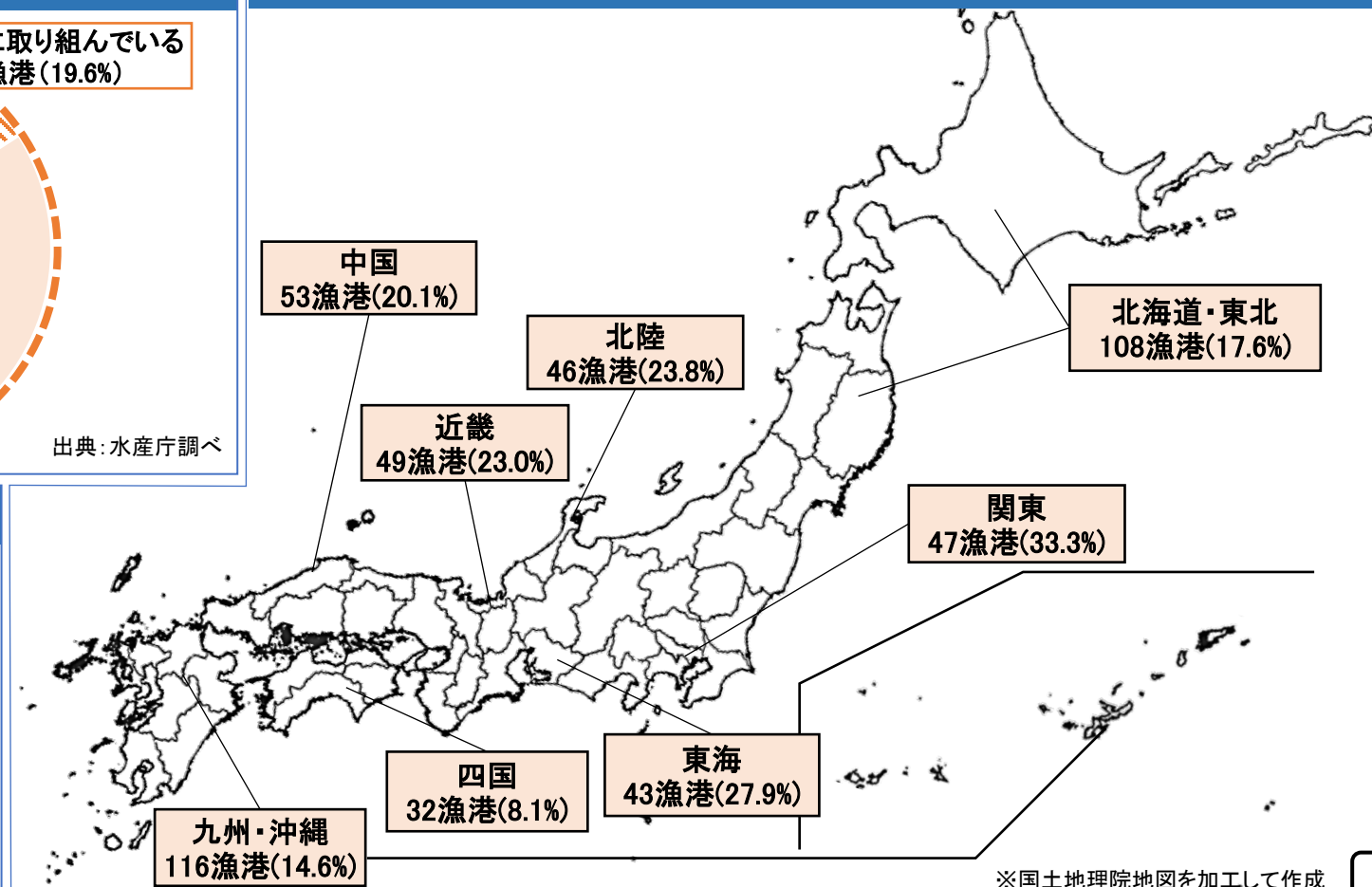
海業に取り組んでいる漁港の地理的条件



海業の取組状況別の市町村人口



海業に取り組んでいる漁港の地域別割合

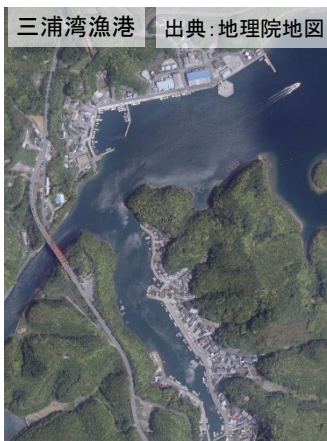


海業の現状について(海業に取り組む地域②)

- 離島における海業の取組として、長崎県対馬市では**民間事業者による環境学習や養殖の餌やり体験、水産加工体験等**が行われているほか、新潟県佐渡市では**防波堤を釣りに開放する取組と合わせて直売所における販売**も行っている。

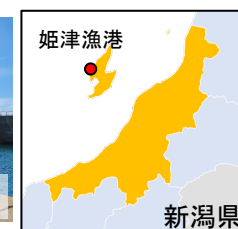
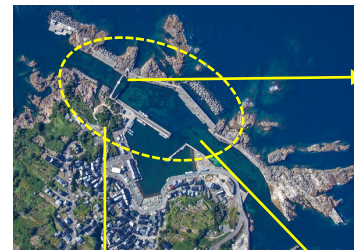
離島における海業の取組事例（長崎県対馬市 三浦湾漁港）

- 体験型観光である丸徳水産の海遊記（スタディーツーリズム）で、藻場再生に貢献する多様なメニューを造成し、社会課題参加型のテーマパークとして観光客・島内の家族連れ、企業や団体の関係者等の参加者に提供。
- 三浦湾での漁業者による藻場再生活動や丸徳水産のそう介プロジェクトや各種水産資源の高付加価値化の事業と連動させ、包括的で一体的な観光振興（海業）推進により大きな効果を得る。



離島における海業の取組事例（新潟県佐渡市 姫津漁港）

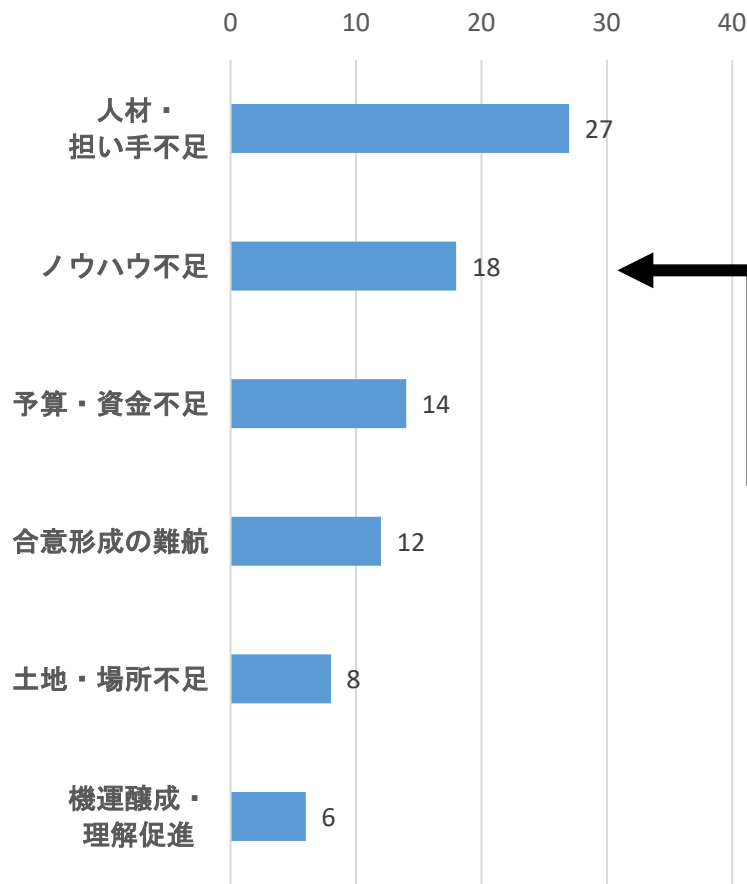
- 県管理漁港の姫津漁港では、防波堤にかかる姫津大橋が整備され、渡った先の防波堤の天端に転落防止柵等の安全対策を施し、釣り場として無料で開放している。また、同事業では漁港区域内にトイレや遊歩道なども併せて整備している。
- 橋のたもとには漁協の加工場兼直売所もあり、加工品等が販売されている他、貸し釣り竿セットも取り扱っている。
- 年間1,000人程度の利用があり、釣り人などの来訪者が直売所や漁村の地域資源を利用することで地域水産業の活性化に寄与している。



海業に対する地方公共団体からの意見について

- 各都道府県に対し、海業を実施する上での課題について聞き取りを実施。
- 最も多かったのは**人材・担い手の不足に関する意見**で、事業を主導できる**キーパーソン**など**質的な人材**のほか、**量的な人手の不足**が課題。
- また、**ノウハウの不足**に関する意見も多く、**収益性**の**見通し**や**漁業者が漁業以外の取組を行うことの困難さ**が課題。

地方公共団体からの海業の推進に関する意見



(主な意見)

- 漁業者の高齢化、漁協職員・市町村職員の不足により、新たな取組に着手する余力がない
 - 事業を主導・運営・調整できる人材やキーパーソンが不足している
 - 漁村地域は過疎地域が多く海業を取組むための人手が不足していることや、人が来訪しやすいような交通網が整っていない
 - 漁業者や漁協が積極的に取り組んでいく必要があるが、漁業者・漁協職員の減少により新たな取組を立ち上げるのは困難と感じている。また、試行は可能でも、継続的に事業を担う主体や人材の確保が難しい 等
-
- 収益性や費用対効果が不透明のため事業継続性が見通しが立たない
 - 漁業者は獲るプロだが、その他必要な業務等の実施は難しく、一緒に事業を進めて行く協力者がいない
 - 設置した施設の維持管理に係る費用やイベントの開催に係る費用など経常的な費用負担が発生する一方で、収益面での即時的な効果が少なく安定した事業運営に懸念
 - 収益性の高いビジネスモデルの構築をしなければならない 等

海業に対する漁協からの意見について

- 海業の現状や意識状況の把握を目的に、全国の漁協を対象としたアンケート調査を実施。
- 海業に取り組むにあたっての課題として**最も多いのは人手不足**となっているほか、ノウハウの不足等も課題として挙げられており、**地方公共団体の課題とも共通**している。

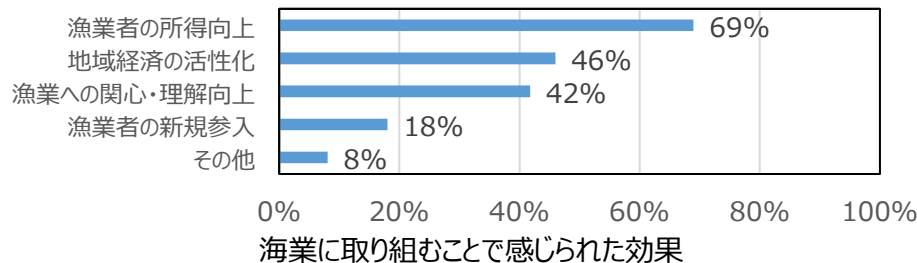
アンケート調査概要

郵送にて調査票を配布・回収。 対象：全国の漁業協同組合 アンケート配布数：1,088件 回収数：656件（回答率約 6 割）

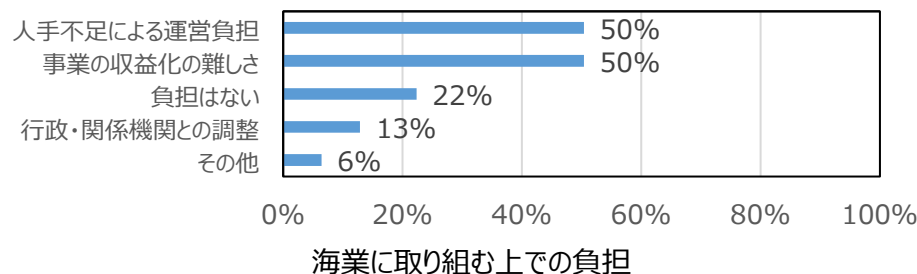
アンケート結果概要

海業に取り組んでいる漁協（約 4 割）

- 海業に取り組んだ効果の実感として最も多いのは漁業者の所得向上で、次いで地域経済の活性化となっている。

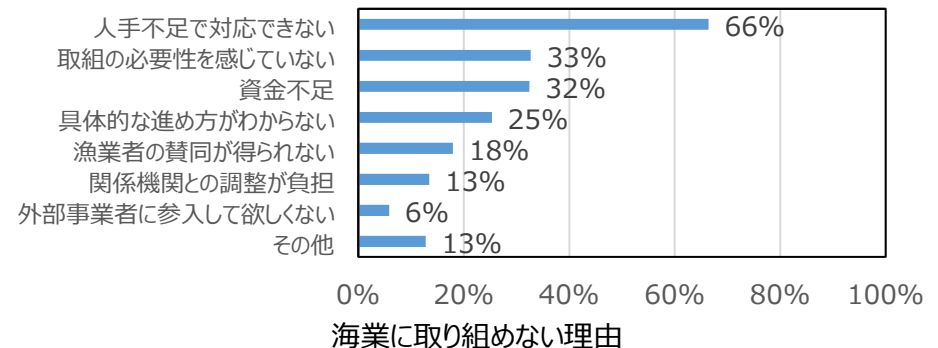


- 海業を実施する上での負担としては、最も多いのは人手不足による運営の負担増で、次いで事業の収益化の難しさとなっている。

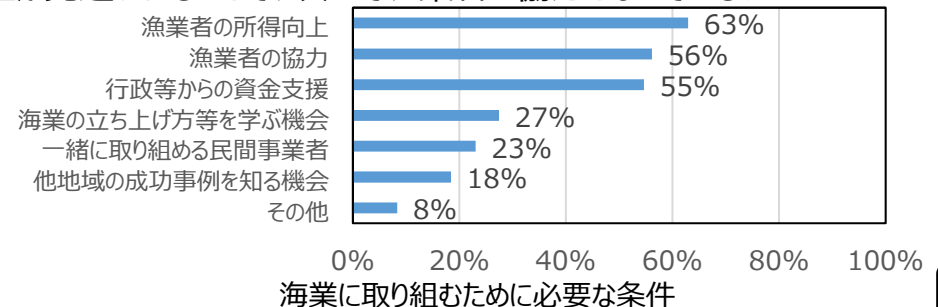


海業に取り組んでいない漁協（約 6 割）

- 海業に取り組めていない理由として最も多いのは人手不足で、次いで取り組みの必要性が感じられないとなっている。



- 海業に取り組むために必要な条件として最も多いのは漁業者の所得向上が見込まれることで、次いで漁業者の協力となっている。



海業の振興に向けた課題と検討の方向性について(まとめ)

- これまでの現状から課題について以下のとおり整理するとともに、検討の方向性について整理。

海業の振興に向けた課題

- ・海業を実施するための**場の確保**が課題。
- ・漁船隻数や漁業者数は減少傾向にあるほか、まだ海業を行っていない漁港も多く、**漁港の海業への活用余地はまだ大きい**。

海業を実施する
「場」
の課題

- ・海業の担い手となる**人材、人手が不足**。
- ・海業は全国各地で行われているが、民間事業者との連携や人材確保等、多様な主体の参画に向けた**地域の体制整備**が課題。

海業を実施する
「人材・体制」
の課題

- ・海業を実施するためには**収益性の確保**が重要だが、その**ノウハウが不足**。
- ・漁港の規模や地理的条件、人口等にとらわれず、**地域特性に応じた海業**を実施することが重要だが、そのための**知見が不足**。

海業を実施する
「ノウハウ」
の課題

- ・漁業体験や食育等、漁業や漁村の特性を生かした取組や、**SDGs等の社会課題への対応**が求められている。
- ・インバウンドや子ども体験活動等の**需要に応じた海業**の取組が必要。

海業に求められる
「ニーズ」
の課題

- ・海業の具体的なイメージが浸透しておらず、海業の拡大には**理解の促進や機運の醸成**が課題。
- ・海業への更なる需要の取り込みのためには、**消費者に向けた情報発信**が必要。

海業の
「情報発信」
の課題



- 今後、海業を実施している事業者（漁業関係者、民間事業者等）等への間取り等により、**漁港を海業に活用する上での課題について更に深堀り**を行う予定。

漁港漁場整備基本方針の変更及び次期長期計画の 検討スケジュール(案)

年 月	項 目
令和8年6月	○ 漁港漁場分科会 ・ 漁港漁場整備基本方針の変更及び次期漁港漁場整備長期計画の策定についての諮問
8月	○ 漁港漁場分科会 ・ 漁港漁場整備基本方針の変更の視点 ・ 次期漁港漁場整備長期計画の構成案
11月	○ 漁港漁場分科会 ・ 漁港漁場整備基本方針の変更の素案 ・ 次期漁港漁場整備長期計画の骨子案
令和9年1～2月	○ 漁港漁場分科会 ・ 漁港漁場整備基本方針の変更の原案 ・ 次期漁港漁場整備長期計画の原案
3月	○ 漁港漁場分科会 ・ 漁港漁場整備基本方針及び次期漁港漁場整備長期計画策定についての答申 ○ 閣議決定

漁港漁場整備事業の 推進に関する基本方針

令和 5 年 12 月

序文

四方を海に囲まれた日本は、太古から海の恩恵を享受し、沿岸地域を中心として経済活動が営まれ発展してきた。水産業は、水産物の安定供給という国民の食生活にとって不可欠な役割を果たすとともに、漁業地域の経済を支え、ひいては豊かな国民生活の基盤を支える重要な産業である。

漁港は、産業を支える社会基盤として、国民へ水産物を安定的に提供する役割を果たすとともに、漁港背後の漁村の住民の生命や財産の保全、国民の海洋性レクリエーションのニーズに対応した余暇空間の提供、更には災害時の救援物資の運搬拠点など多面的な機能を有している。

また、漁場は、水産物を供給する重要な機能を有しており、その整備を通じて、海洋の有するポテンシャルを活用し、水産資源の増殖を促すとともに、豊かな海洋環境の保全・創造に貢献している。

近年の水産業をめぐる情勢は、国際化の進展と水産物の世界的な需要の高まり、周辺水域における水産資源水準の低迷や気候変動に伴う海洋環境の変化などによる漁獲量の長期的な減少傾向、水産物の消費流通構造の変化、漁業就業者数の減少・高齢化の進行、国際的な燃油価格の大幅な変動、漁業用資材価格の上昇といった状況にあり、その結果、水産業を支える漁村の活力の低下を招いている。

また、国内の水産物消費量が減少傾向にある一方、アジアを中心に海外の消費者の所得が向上し、日本産農林水産物・食品の潜在的購買層が増えるとともに、訪日外国人の増加などを通じて日本産農林水産物・食品の魅力が海外に広まったなどの環境変化を背景に、我が国の滋味豊かで安全な水産物が世界において高い評価を受けている。

先の東日本大震災による地震・津波により被害を受けた漁港・漁場・漁村では、現在、漁港施設などのインフラ施設の復旧はおおむね完了している一方、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震などの大規模地震が依然として高い確率で発生することが予測されており、加えて、気候変動による台風・低気圧災害の頻発化・激甚化や漁港施設の老朽化の加速などの災害リスクの増大が懸念されている。

その他、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を進めることとし、令和2年12月には「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成30年法律第95号）が施行され、新たな資源管理システムの構築などに向けた取組を推進しているところである。

これらの諸情勢に鑑み、漁港と漁場を一体的に整備する漁港漁場整備事業について

では、地域における各漁港の適切な役割分担を踏まえつつ、輸出の促進や養殖生産力の向上など水産業の成長産業化に資する生産・流通機能の強化を図るとともに、海洋環境の変化に適応し、我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上に向けた取組及び環境の保全・創造を基軸に推進することとし、加えて、災害に強く安全な地域づくりを目指し、水産資源の適切な保全・管理と持続的な利用を基本とする政策と相まって、その着実な実施を通じて水産業を取り巻く諸課題に対応していく必要がある。

また、漁村は、漁業就業者などの生活の場としてのみならず、漁港と一体となって消費者に新鮮で安全な水産物を安定的に提供する拠点として重要な役割を果たしており、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業（以下「^{うみぎょう}海業」という。）の場としても期待されている。漁村において、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を活かしつつ、安全・安心で快適な漁村の形成が図られるよう総合的な振興を図る方向で漁港漁場整備事業を推進することとし、さらには、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が発揮されるよう推進する必要がある。

このような基本認識の下、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条の 2 に基づき、ここに漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めるものである。なお、この基本方針は、今後の経済・社会情勢の推移を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行う。

I. 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

漁港漁場整備事業の実施に当たっては、公共事業だけでなく非公共事業など関連施策との連携の強化、重点課題を絞り込むことによる集中的な整備の推進、既存ストックの有効活用、コスト縮減、さらに、環境問題への国際的な取組の広がりやデジタル化の進展などの昨今の社会情勢の変化への対応にも留意しつつ、以下の重点課題について早期かつ確実に事業の効果が発揮されるよう努めていくこととする。

1. 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

水産物は、国民に対する良質なたんぱく質の供給源であるとともに、優れた栄養特性を有しており、国民の健康志向を背景に健全な食生活において重要な地位を占めている。水産食品の品質の高度化及び安全性の向上といった消費者ニーズに応え、多様性のある水産食品を安定的に提供するため、また、世界の水産物需要が増大している中で、国産水産物の輸出促進を通じて水産業の成長産業化を図るため、漁港の機能を強化するとともに、水産業を支える健全な漁

村が形成されるよう、漁港漁場整備事業について以下の方向で推進していく。

(1) 漁港機能の再編・集約による地域における生産・流通機能の強化

集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化により、水産業の成長産業化を図る。

具体的には、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」での漁港漁場整備の方向性を定める計画（以下「圏域計画」という。）において、それぞれの漁港の役割を明確にするとともに、同一漁港内においても、地域の漁業実態を踏まえ、産地市場、荷さばき所、配送用作業施設、冷凍・冷蔵施設などの集出荷機能、燃料供給・給氷施設などの準備機能などの生産・流通機能の再編・集約を進め、地域全体で漁港の生産・流通機能の強化を図る。

(2) 流通拠点となる漁港などの機能の強化

良好な漁場などから供給される水産物は、サプライチェーンの起点となる漁港などを通じて国民に提供されており、漁港漁場整備事業を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工・流通までの一貫した水産物供給システムの基盤を構築するものとして捉え、水産物の安定的な提供に貢献する方向で推進していく。

具体的には、水産物流通の集約と併せて市場機能の強化や漁港施設・漁港施設用地の再編・整序を推進するとともに、国民に安全で安心な水産物の提供が図られるよう衛生管理のための施設整備及び管理運営体制の構築並びに一次加工機能の充実に努めるほか、漁業の構造改革に伴って大型化する漁船に対応した漁港施設の整備を進めることにより、意欲のある地域の国際競争力や産地間競争力の強化に取り組む。

(3) 生産コスト縮減に向けた地域の中核的な漁港の機能の強化

水産物を将来にわたり安定して国民に提供していくためには、流通拠点となる漁港とともに、それを支える生産地として中核的な役割を担う漁港において生産コストの縮減や水産物の鮮度保持に努めていくことが重要である。

具体的には、中核的な漁港として水産物の陸揚げなどの機能の集約化を推進するとともに、集約化に伴いこれまで以上に漁港内での活動の輻輳化が懸念されることから、漁業活動に係る安全性に考慮しつつ、陸揚げ・出荷時間ロスの解消や蓄養水面など水産物の一時保管機能の確保などに取り組む。

(4) 水産物輸出に対応した生産・流通体制の整備

世界人口の増加などにより世界の水産物需要が増大している中、輸出は、国産水産物の販路拡大につながる重要な手段であることから、水産物の輸出促進を通じて水産業の成長産業化を図る。

具体的には、水産加工施設の HACCP 対応の推進などと併せて、流通拠点となる漁港やそれを支える生産地として中核的な役割を担う漁港のうち、特に輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港を中心に、輸出先国のニーズや輸出条件に対応するため、高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、配送用作業施設、仲卸施設、冷凍・冷蔵施設、加工施設などの一体的な整備とともに、販路拡大や輸出促進などの推進体制の構築を推進する。また、輸出増大が見込まれる水産物の漁場の整備を推進する。

(5) 養殖生産拠点の形成

養殖業においては、「養殖業成長産業化総合戦略（令和3年7月改訂）」や「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和4年12月改訂）」により、養殖水産物の生産目標や輸出目標が定められるとともに、マーケットイン型への転換による成長産業化を推進するに当たり、種苗生産から加工・流通に至る一体的な体制強化が重要である。そのため、圏域計画において、養殖生産に関する種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を養殖生産の拠点として位置づけ、養殖生産拠点の形成を図る。

具体的には、消波堤の整備による静穏水域の確保・活用や漁港施設用地の再編・集約による陸上養殖の展開、種苗生産施設、養殖場、陸揚施設、加工・流通施設などの一体的な整備を推進する。

2. 海洋環境の変化への対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

水産資源の状況は、低位にとどまっているものや悪化しているものがあることに鑑み、生態系全体の生産力の底上げを目指し、資源管理施策などとの連携を強めつつ、沿岸域はもとより排他的経済水域を含む沖合海域における水産資源の保護育成などの取組及び環境の保全・創造を積極的に推進していくこととする。また、人と自然のふれあいの場の提供や沿岸域の良好な環境の次世代への継承の観点から、沿岸域の環境の保全・創造が図られるよう以下の方向で漁港漁場整備事業を推進していく。

なお、漁場は様々な環境要因により機能を損ないやすいという問題があること、また、地球温暖化により漁場環境が変化していることから、自然環境や生物相の変化などにも適切に対応できるよう、モニタリングを継続的に実施し、

その結果に応じて事業の実施方法や事業実施後の管理の在り方を見直していく、いわゆる「順応的管理手法」の導入により、より確実性の高い漁場の造成に努めていく。

（１）栽培漁業などの資源管理施策との連携の強化

水産生物は、成長過程で、また季節により、沿岸から沖合に至る多様な場所を移動・回遊している。このため、水産生物の生活史を把握し、成長段階に応じた生育環境及び生態系を良好な状態として保全していくことは、漁業の健全かつ持続的な発展を図る上で極めて重要である。そこで、沿岸から沖合に至る我が国周辺水域において、こうした環境の保全・創造に資するため、海域全体を広い視点で捉え、生育環境づくりとそのネットワーク化に配慮して事業の規模・配置を決定していくとともに、放流種苗の生産を行う施設の整備と併せ、資源管理施策などとの確実な連携を図るものとする。

（２）藻場・干潟などの保全・創造

藻場・干潟などは、重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚仔魚の成育などの資源生産の場としての機能や、有機物の分解、窒素、りんなどの栄養塩の取込みによる水質の浄化などの様々な機能を有しており、加えて、ブルーカーボン（海洋生態系が吸収・貯留するCO₂由来の炭素）が注目される中、藻場は二酸化炭素の吸収源として、カーボンニュートラル実現の観点からも重要であり、良好な沿岸域の環境を維持していくためには、藻場・干潟などの保全・創造は極めて重要である。このため、埋立てなどにより消失が進んだ藻場・干潟の回復を目指し、藻場・干潟の分布状況や衰退要因及び海水温や底質などの水域環境の変化を広域的視点から把握し、漁業者、NPO、ボランティアなどの協力を得ながら、ハード対策とソフト対策を組み合わせた実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造対策を推進するほか、サンゴ礁の保全・増殖に関する技術の開発・実証などに取り組む。また、閉鎖性水域においては、ノリ養殖やアサリなどの二枚貝、底生魚介類などの生産安定・回復のため、漁業者などによる取組と連携した漁場環境の改善対策を推進する。

（３）水域環境の変化に対応した順応的な漁場整備の推進

地球温暖化による海水温上昇の影響は、沿岸の漁場環境に影響を及ぼしており、海洋生物の分布域が変化しているほか、夏場の貧酸素水塊の頻出、植食性魚類やウニの活発化などによる磯焼けの進行やサンゴ礁の衰退などによ

る水産資源の減少も予測されており、沿岸環境の回復対策が喫緊の課題となっている。このため、貧酸素水塊の影響緩和に努めるとともに、海水温上昇による海洋生物の分布域・生息場所の変化を的確に把握し、その変化に対応した水産生物の産卵場や成育場を含む漁場の整備に取り組む。藻場造成に当たっては、現地の状況に応じた高水温に強い種の播種・移植や食害生物対策などを行う。また、水域環境の変化を的確に把握するためのモニタリング、都道府県などの研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化などを推進する。

3. 災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

東日本大震災においては、東北地方太平洋沿岸の漁港・漁村を中心に壊滅的な被害が発生し、地域の経済や国民への水産物の安定供給にも大きな影響を与えたところであるが、現在、ほぼ全ての漁港で陸揚機能が回復するなど、復旧はおおむね完了している。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの切迫する大規模な地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害などに備えが求められるとともに、今後、多くの漁港施設及び漁場の施設（以下「漁港漁場施設」という。）の既存ストックが急速に老朽化することにより、その機能低下が懸念される。防災・減災、国土強靱化を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る水産業として一体的に機能する漁業地域の安全・安心の確保と地域水産業の早期回復の両面からハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進していくとともに、計画的な漁港漁場施設の機能の維持・保全を推進する。

また、気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇などによる外力の長期変化などを踏まえ、漁港施設に求められる性能を確保するため、利用に支障が生じないように配慮した対策を推進する。

（１）東日本大震災の被災地における着実な復興

東日本大震災の被災地における漁港施設の復旧はおおむね完了しており、今後は漁港施設の老朽化対策や漁港水域などを活用した増養殖対策、高度な衛生管理に対応した荷さばき所などの整備、地震・津波に対応した防波堤や岸壁の整備などにより、更なる生産・流通機能、防災機能の高度化を推進する。

（２）漁業地域の防災・減災対策の推進

地震・津波や台風・低気圧などの災害に対して脆弱性を有する漁業地域に

において、災害発生後の漁業の継続や早期回復を図るための外郭施設や係留施設の耐震・耐津波・耐浪化、災害時の救援活動や緊急物資輸送などの拠点となる漁港の機能強化、漁港・漁村の就労者や来訪者、地域住民の安全を確保するための避難路、避難施設などの整備、防波堤や海岸保全施設などによる津波からの多重防護、減災計画や避難計画の策定、地域間や官民間での防災協定の締結や継続的な避難訓練などの実施が一体となった防災・減災対策や事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備などしておく事前復興の取組を進めることで、地域の災害対応力の向上に努めていく。なお、これらの対策に当たっては、必要に応じて平時・非常時ともに役立つように計画・設計に配慮していく。

また、災害発生後においても水産物流通機能が確保されるよう、漁港間での支援ネットワークの構築や市場関係者などと連携しつつ、緊急時における事業継続のための計画を策定し、関係者による定期的な訓練を実施するなど、災害に強い産地づくりを推進していく。

(3) 既存ストックの予防保全型の老朽化対策の推進

これまでに整備されてきた多くの漁港漁場施設が更新時期を迎え、今後、急速な老朽化の進行に伴い、その維持管理・更新に係る費用が増大していくことが懸念される。このため、長期的な視野に基づく予防保全的な考え方の下、漁港漁場施設の既存ストックの戦略的な維持管理・更新による予防保全型の老朽化対策、点検・施工・維持管理における新技術の導入・普及、漁港施設などの管理を担う漁港漁場技術者の育成、日常点検の効率化のため漁港協力団体や地域住民、漁業者などと連携・協働を推進することにより、利用者の安全、水産物の品質・衛生及び流通の確保に支障が生じないように、漁港漁場施設の機能保全を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減に努める。

4. 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

漁村においては、全国平均を上回る速さで人口減少と高齢化が進行し、地域の人材不足が深刻化するなど活力が低下している。このため、漁港施設などの既存ストックや漁村の魅力的な地域資源を最大限に活用し、海業や都市漁村交流を推進するとともに、生活環境・就労環境の改善を進めることで、漁村のにぎわいを創出し、漁村への就業の促進、地域の雇用・所得の増加などにつなげる。

(1) 「海業」による漁村の活性化

都市住民などにおいては、余暇活動や食への関心など、漁村への交流ニーズが高まっている。また、訪日外国人の増加が今後も見込まれる中、訪日外国人を含む旅行者が地域ならではの魅力を楽しめるような取組を一層促進することが求められている。一方、漁村においては、新鮮な魚介類、豊かな自然や景観、波力、風力などの再生可能エネルギーなどの地域資源が豊富に存在しており、高齢者や女性をはじめとする地域住民や農林業などを含む地場産業との連携の下、これらの総合的な活用が、漁村の活性化を推進する上で重要な課題となっている。

このため、地元の理解と協力の下、漁港施設等活用事業を推進するなどして海業の場として、漁港を活用するとともに、漁村における地域資源を活かした活性化の取組と連携し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。

具体的には、当該地域で陸揚げ、生産された新鮮な魚介類や水産加工品を提供すること、遊漁やホエールウォッチング、ダイビングの案内を行うこと、漁村における滞在型旅行である^{なぎさほく}渚泊を受け入れること、プレジャーボート等の適切な受入れなど、海業の取組として、水産業を核とした地域がその特性や漁港施設などの既存ストックを活かし意欲のある取組との連携を図りつつ、都市住民や訪日外国人旅行者との交流を進め、活力あるコミュニティの形成に資するよう漁港漁場整備事業を推進していく。また、漁港を最大限に活用して地域の水産業の活性化を図っていくため、地域の漁業実態を踏まえた施設規模の適正化と漁港施設の再編・整理、漁港施設用地の整序などによる漁港の利活用環境の改善を図る。

（２）漁港・漁村における環境の改善

地域の水産業を支える多様な人材が活躍できる漁港・漁村を目指し、地域の特性に応じた漁港漁場整備事業の推進を通じて、生活環境・就労環境の改善を図るとともに、良好な景観の形成を図る。

具体的には、漁港協力団体との協働や地域住民などによる取組との連携の下、漁港・漁場への汚水などの流入負荷の低減や漁村の衛生環境の改善、漁業者の生活環境・就労環境の改善のための整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備事業を推進していく。

５．社会情勢の変化への対応

これらの重点課題への対応に当たり、社会情勢の変化に対応していく必要性からその共通する課題として、漁港・漁場・漁村における環境負荷の低減や脱炭素化などによるグリーン化の推進、ICT を活用した漁港漁場施設の利用や整

備・維持管理の効率化・省力化、漁業の生産性向上などを図るデジタル社会の形成、新型コロナウイルスの感染拡大などを契機とした食生活や働き方の変化などに対応した水産物の提供体制づくりなどによる新たな生活スタイルへの対応についても併せて取り組んでいく。

Ⅱ. 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

漁港漁場整備事業を効率的に実施していくため、Ⅰの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、とりわけ経済効果の高い地域や事業目標の達成に意欲的に取り組む地域において重点的に事業を推進することにより、効率よく効果が発現されるよう努めていく。

1. 整備の連携に関する事項

(1) 漁港と漁場の一体整備

漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工・流通までの一貫した水産物供給システムの基盤として捉えていくことが重要であることから、漁港の整備と漁場の整備については、同一の計画の下、総合的かつ計画的に整備を推進していく。

(2) 関連施策との連携により効果を相乗的に高める取組の推進

漁港漁場整備事業については、漁業協同組合の合併、水産物産地市場の統合、栽培漁業を含む沿岸漁業の振興、湖沼などの内水面や藻場・干潟の生産力の改善を図るための技術開発を含む水産関係施策に加え、森林整備など川上から川下に至る一連の関連施策との連携を強力に推進することにより、相乗的な効果の発揮に努める。また、漁業地域における津波や高潮などからの浸水被害の防護に当たっては、海岸保全施設と漁港施設の連携による効果的な対策を図るとともに、自然災害の被災地においては、関係省庁と連携しながら、漁港などの復旧・復興を行う。さらに、国土や地域に関する他の計画や事業及び海上の安全に関する施策とも調整を図りつつ、計画的に推進していく。

2. 漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項

漁港は、消費者に安全で新鮮な水産物を安定的に提供するための水産物の生産・流通の拠点としての機能、つくり育てる漁業を支援する増殖及び養殖の拠点としての機能、台風、冬季風浪、地震、火山活動など自然災害に対する防災

・避難の拠点としての機能、都市住民などに親水空間を提供する都市との交流の拠点としての機能、海業など関連産業の場としての機能、その他漁船の休けい・準備の場としての機能などを有していることから、漁港相互の役割分担と連携を強化することで、これら機能が早期に発現されるよう計画的に整備を行っていく。その際、水産物の品質や付加価値の向上、集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化を目的に漁港機能の再編・集約に取り組むこととし、既存ストックの有効活用、また必要に応じて施設規模の適正化や既存施設の統廃合などによるストックの適正化を推進する。

3. 国と地方の役割分担に関する事項

漁港漁場整備事業の推進に当たっては、国と地方の役割を引き続き見直していくこととする。地方の自主性を更に強化し、その役割を拡大していくことを基本とし、受益の範囲が限定されるなど地方で解決すべき課題については、地方の判断に委ねる一方、国は、事業の実施体制が脆弱な地方に対して助言などを行いつつ、国民への水産物の安定供給を図る観点から重要な課題に対し支援を行うこととし、北海道における第3種又は第4種漁港のほか、違法外国漁船などに対応する漁業取締船が使用する漁港における係留施設などの整備、排他的経済水域において漁場整備に取り組む。

4. 工事の効率性の向上に関する事項

(1) 入札・契約制度の適切な運用による品質確保

公共工事は施工する企業や技術者の技術力などにより品質が左右されるため、適切な技術力を有する企業を選定する必要がある。このため、発注関係事務などについて適切に実施し、受注企業を選定に当たっては、工事の目的、内容及び規模を踏まえた公共工事の品質確保に必要な技術力を適正に評価するとともに、中長期的にその担い手を育成・確保する観点から若手や女性の技術者の登用、適正な工期設定による休日確保や長時間労働の是正など働き方改革の取組、ICTの活用やプレキャスト化などによる生産性向上の取組など、価格と品質を総合的に評価し落札者を決定する入札・契約制度の適切な運用を行い、工事の品質確保に努める。また、水産生物の生態系や海洋環境に配慮した施工を監理するための専門的知識を持つ技術者を配置することにより、環境保全に配慮した施工の確保に努める。

(2) 総合的な視点からのコスト縮減

ICT などの新技術の積極的な活用とともに、計画手法や設計基準の見直しなどによる工事コストの縮減、他事業との連携による機能の早期発現による工事の時間的コストの縮減、更には漁港漁場施設の品質向上や予防保全型の老朽化対策による中長期的な維持管理・更新などに係るライフサイクルコストの縮減などに努め、財政負担の平準化の観点に留意しつつ、総合的な視点からコスト縮減に取り組んでいく。

5. 技術の開発に関する事項

(1) 技術の開発・普及

漁港や漁場の整備に関する施策などを着実に推進するため、Ⅰの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、研究機関などとの連携を図りつつ、漁港における生産・流通体制及び養殖生産体制などの強化を図るための拠点形成に必要な施設配置などの計画技術、持続可能な漁業生産の確保のための漁場環境モニタリング及び順応的環境保全・創造技術並びに沖合域における漁場開発技術及び現場条件に適合した高度な施工技術、災害リスクへの対応力強化のための設計外力の設定及び想定される津波・高潮などから漁業地域を防護又は被害の最小化を図る技術、漁村の魅力と所得の向上に必要な既存施設の有効活用を可能とする施設の維持・保全技術に加え、グリーン化の推進に向けた再生可能エネルギー導入や磯焼け対策技術、デジタル社会の形成や感染症対策など生活スタイルの変化への対応に向けた ICT 活用技術など、優先して取り組む技術課題を定め、現場における効果の検証を行いつつ、計画的に技術の開発と基準やマニュアルなどの整備・提供などによる普及を図る。さらに、漁港や漁場の整備に係る技術者の育成を図り、その知識の高度化を進めていく。

(2) リサイクルの推進

建設工事における廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を図るとともに、しゅんせつ土、間伐材や水産系副産物（水産資源の生育環境の改善に効果が認められる貝殻など）の活用を推進することにより、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指していく。

6. 国民に開かれた事業制度に関する事項

(1) 事業評価、政策評価の充実と透明性の確保

事業の計画から実施の過程に至るまで透明性及び客観性を確保し、より効率的、効果的な事業の執行を目指し、事業評価を実施していくなど、社会経済情勢の変化に対応した透明性の高い効率的な政策の実施、行政の説明責任の徹底、行政に対する国民の信頼性の向上に資するため、政策評価を実施していくこととし、事業評価や政策評価の実施に当たっては、国民に具体的で分かりやすい成果の提示に努める。

また、漁業関係者などが、地域の将来の漁港漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港漁場整備の将来像の見える化を推進するとともに、ホームページなど国民が容易に公表内容入手できる方法を活用して、各地での意欲のある取組の事例などの情報提供に努めていく。

(2) 住民参加型の事業への展開

国民の価値観の多様化や行政の透明性・公平性の確保の観点から、広く住民からの意見を聴取する機会を設けるなど、当該意見を反映した計画の策定に努めていく。

7. 民間活力の導入に関する事項

漁港は、水産物の流通形態の多様化への対応、海洋性レクリエーション需要を踏まえた余暇空間の提供という機能が求められている。このことを踏まえ、漁港の効率的な整備や管理・運営が推進されるよう、地域の漁業実態に応じた漁港の利活用環境の改善を図りつつ、民間事業者に対する行政財産である特定漁港施設の貸付制度や一定の条件の下で民間事業者が公共施設用地の占有を許可し、利用を可能とする制度の活用に加え、漁港施設等活用事業制度の活用による長期・安定的な事業展開を促すことで、水産物の消費増進や交流の促進など地域の活性化のために、漁港施設の積極的活用を推進する。加えて、官民連携による漁港施設の整備・維持管理・運営に向けた指定管理者制度やPFI（民間資金等活用事業）の導入などを促進することにより、漁港漁場整備事業と民間事業との連携が円滑に図られる環境を整備していく。漁港への民間活力の導入に当たっては、漁業活動に支障のない範囲で行うこととし、地域の漁業関係者、地域住民、関係団体・企業などとの十分な合意形成を図ることに留意するものとする。

Ⅲ. 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

1. 漁港漁場施設などの設計に関する事項

漁港漁場整備事業の施行に当たっては、漁港漁場施設などの設計における合理性、客観性及び説明責任の確保が求められており、それぞれの漁港漁場施設などの目的・機能に応じ、その目的の達成や機能の確保のために施設に備わるべき「性能」（以下「要求性能」という。）を明確にし、性能規定化に対応した設計を推進するとともに、よりの確で合理性の高い照査の確立に努めていく。その際、個々の漁港漁場施設などの要求性能の達成に加え、それらの総合体である漁港及び漁場が一体的に機能を発揮できるように施設の構造、規模、配置などについて配慮するものとする。

（１）漁港漁場施設などの設計の基本的な考え方

漁港漁場施設などは、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の経済的・社会的条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境、漁場環境及び生活環境に及ぼす影響、工事や施設の維持管理に係る経済性、水産物の的確な品質・衛生管理、漁村の生活環境の整備との一体性などの規模と配置に係る事項を考慮して、施設の目的及び要求性能を満足するよう設計するものとする。その際、気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇などによる外力の長期変化などを十分に考慮することとする。

（２）漁港漁場施設の目的及び要求性能に関する事項

次に掲げる漁港漁場施設にあつては、漁港漁場施設を設置する目的とその目的を達成するための要求性能について、それぞれ次の指針に適合するよう定める。

ア 外郭施設

漁港区域内の係留施設、水域施設、機能施設などを波、漂砂、潮汐、河川流、風などによる悪影響から防護し、漁船の安全及び円滑な漁港利用を確保することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

イ 係留施設

漁船を係留又は船揚げして、水産物の陸揚げ、漁業生産用資材の積卸し作業、漁船員の乗降、漁船の安全確保などを効率的に行うことを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ウ 水域施設

漁船が安全に航行、係留、錨泊^{びよう}などを行うとともに、漁具の安全で適正

な管理を図ることを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。また、水域施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設や漁港の区域内の水域の利用状況を考慮して、当該水域施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとするとともに、土砂の堆積により水域施設の機能が低下するおそれのあるときは、これを防止する措置を講じるものとする。

エ 輸送施設

水産物、漁業用資材などの漁港への搬入・搬出及び漁港内での移動並びにこれらに付随する作業の利便性及び安全性を確保することを目的とし、漁港やその周辺の地域における交通の状況、水産物及び漁業用資材の輸送量・輸送手段を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

オ 漁港施設用地

漁港施設用地を敷地とする漁港施設の機能を十分発揮させることを目的とし、対象用地の用途に応じて、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

カ 水産種苗生産施設

水産動植物の種苗を生産することを目的とし、対象水産動植物の生育環境の保全を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

キ 陸上養殖施設

陸上にて水産動植物を養殖生産することを目的とし、当該漁港における水産物生産や流通における役割、対象水産動植物の生育環境の保全や作業環境などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ク 養殖用作業施設

養殖用の資材の補修、組立、稚貝の選別、掃除などの共同作業などに使用することを目的とし、作業環境や安全性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ケ 荷さばき所

水産物の陸揚げから出荷までの一連の作業を安全かつ効率的に行うことを目的とし、漁獲物の量・種類や取扱い形態などによる荷さばき所の利用状況、水産物の衛生管理の方法、製氷、冷凍及び冷蔵施設や配送用作業施設などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

コ 配送用作業施設

荷さばき所から搬出した水産物を出荷するための集荷・分荷作業を安全かつ効率的に行うことを目的とし、輸送形態、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

サ 水産倉庫

水産加工品や魚箱などを保管することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

シ 製氷、冷凍及び冷蔵施設

水産物の鮮度保持を目的とし、水産物の衛生管理の方法に加えて、製氷施設については、漁船や荷さばき所での必要な施氷量、冷凍及び冷蔵施設については、水産物の漁獲量の変動に対応した調整機能などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ス 加工場

水産物の処理及び加工を衛生的かつ効率的に行うことを目的とし、水産物の衛生管理の方法などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

セ 仲卸施設

仲卸業者が小売業者に水産物の販売を行うことを目的として、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所や配送用作業施設などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ソ 直売所

漁業者が共同で消費者に水産物の販売を行うことを目的とし、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

タ 発電施設

複数の漁港施設に必要な電力を供給することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

チ 漁港浄化施設

漁港内で発生する水産関連排水の処理又は陸揚げから出荷までの工程で使用される用水を供給することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ツ 漁港環境整備施設

広場、植栽、休憩所などを配置することにより漁港就労者の環境改善、安全性の向上、防災力強化などに資するとともに、災害時に漁港利用者な

どの迅速かつ安全な避難を可能にすることを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

テ 魚礁

漁獲の増大、漁業操業の効率化又は対象生物の保護育成を図ることを目的とし、対象生物の分布・行動などの生態及び漁業の実態を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ト 増殖場

対象生物の資源増大若しくは保護育成を図ること又は増殖に好適な環境を維持し、若しくは的確に管理することを目的とし、対象生物の生理・生態、餌料などを含む対象生物に適した生育環境や成長段階に応じた場のネットワーク化、漁業の実態、更には栽培漁業や資源管理のための当該海域における取組状況を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ナ 養殖場

対象生物を生産し、若しくは育成すること又は養殖に好適な環境を維持し、若しくは的確に管理することを目的とし、対象生物の育成に必要な水質・底質や水域の静穏の程度、造成漁場利用予定者の営漁状況を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

二 増殖及び養殖を推進するための事業により整備される施設

対象生物の生息状況若しくは生息環境を的確に把握し、又は対象生物の種苗を生産することを目的とし、対象生物に応じて生育状況又は生育環境の保全を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ヌ 漁場の保全のための事業により整備される施設

漁場の水域環境の保全、生産力の回復、水産資源の生息場の環境修復などを図ることを目的とし、地形、海象、水質、底質などの自然条件、周辺の自然環境や漁場環境に及ぼす影響、しゅんせつ土などの処分方法及び工事や施設の維持管理に係る経済性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

2. 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序と工法に関する事項

(1) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序

漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序は、事業効果の早期発現の観点から、緊急性の高い施設の優先的な整備に配慮するとともに、工事中におい

ても既存の漁港漁場施設の効率的な利用が図られるよう定める。

老朽化施設の修繕・更新に当たっては、予防保全の考え方にに基づき、施設の老朽化の程度を基本とするほか、ライフサイクルコストの縮減の観点から保全工事の実施時期を定め、また、保全工事が集中する場合には、施設の重要性や施設が設置されている漁港漁場の役割などを勘案しつつ優先順位を設定し、施設の機能が十分に発揮されるものとなるよう定める。

（２）漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法

漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法は、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境・漁場環境・生活環境に及ぼす影響、工事に係る経済性を考慮し、ICT などの積極的な活用を図りつつ、工事の安全かつ円滑な実施が確保されるよう定める。

IV. 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

１．漁港・漁場を取り巻く自然環境の整備に関する事項

（１）自然環境に配慮した漁港・漁場の整備

再生産可能な水産資源の持続的な利用や豊かな自然環境の次世代への継承のため、漁港漁場整備事業の実施に当たっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握や環境配慮型構造物の採用に努めることで影響の低減に資する漁港漁場施設づくりを推進していく。特に、漁港施設用地の造成に当たっては、事前にその必要性について十分に検討を行うこととし、造成を行う場合にあっては藻場・干潟などへの影響が懸念される場合には同等規模の代替措置を講ずるよう努める。

加えて、持続的生産体制の構築に向けて、カーボンニュートラルの実現に資するよう、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造のほか、漁港における再生可能エネルギーの積極的な活用、省エネルギー対策の実施、漁船の漁港漁場利用に当たっての効率化による燃油使用量及び二酸化炭素排出量の削減に取り組む。

（２）周辺の自然環境に対する配慮

漁港漁場整備事業により海流の変化などが生じ、周辺の自然環境に影響を

及ばずおそれがある場合には、その実施に当たって、関係者と連携しつつ、総合的な観点から自然環境への影響に配慮していく。

(3) 自然環境の修復と創造

効用の低下している漁場の生産力の回復や磯焼けの発生などにより水産資源の生育場の環境を修復する必要がある場合には、水産生物の成長段階に応じた場のネットワーク化や水域ごとの違いに配慮しつつ、覆砂、しゅんせつ、作れい、着定基質の設置などにより底質・流況の改善、藻場・干潟の造成などを行うとともに、集落排水施設の整備との計画上の整合性に配慮しつつ浄化施設を整備することなどにより、漁港・漁場の水域環境の保全を図っていく。また、漁場環境の保全・創造と基礎生産力の向上を目的とした、水産動植物を育む藻場・干潟の造成などによる「海の森づくり」を母藻の設置、食害生物の除去や特定の海域への栄養塩類供給などの取組と連携しつつ、積極的に推進していくなど、自然環境の変化にも柔軟に対応しつつ、自然環境の創造に重点的に取り組んでいく。

2. 漁港・漁場を取り巻く社会環境の整備に関する事項

(1) 良好な生活環境・就労環境の確保

漁村は、その立地特性から、防災上の課題や衛生面での課題を抱えているものが多い。このため、漁村の生活環境の改善が図られるよう、漁村における集落排水施設、集落道、防災安全施設、情報関連施設などの整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備を推進する。

また、漁業が厳しい自然環境下での作業を必要とするものであることから、浮体式係船岸、防風・防暑・防雪施設などの整備により、作業の安全性の向上や労力の軽減など、就労環境の改善に努めていく。

(2) 人と自然のふれあいの場の提供

漁港は海とのふれあいの場を提供し、国民の海洋性レクリエーションの要請に対応する機能を有している。このため、漁港の整備については、人と自然のふれあいの場の提供にも配慮していく。

(3) 漁村の文化などに配慮した整備

漁村の多くは、伝統文化を受け継ぎ、良好な自然環境を有していることから、これらに配慮した漁港漁場整備事業を推進し、国民の心の豊かさと安ら

ぎの場を確保していく必要がある。

このような観点から、地域特有の自然条件、社会条件などを活かしつつ、歴史的・文化的祭りや生活様式に配慮した施設、良好な漁村の景観形成に資する施設などの整備を推進していく。

3. 環境との調和の推進に関する事項

漁港周辺には、豊かな自然環境及び良好な生物の生育環境が形成されていることから、周辺の環境との調和への配慮を行うため、環境への影響の評価を行うとともに、必要に応じモニタリングの実施に努める。なお、環境への影響が予測される場合には、その影響の低減に努めていく。

また、我が国周辺水域で展開される海洋再生エネルギー発電設備の設置に当たり、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和元年5月17日閣議決定）に基づき、漁業との協調・共生についての観点を踏まえることとされており、その協調・共生に関連した漁港漁場整備に当たっては、その趣旨に十分配慮して実施する。

V. その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

1. 都市と漁村の交流及び「海業」の振興の促進に関する事項

国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進が図られるよう、広場、遊歩道、釣り桟橋などの交流に資する施設の整備を推進していく。また、漁村の地域資源を活用し、訪日外国人を含む旅行者の漁村への誘致促進を図るため、漁村での滞在に必要な宿泊施設、漁業体験施設、水産物の提供施設などの整備を推進する。さらに、海業など関連産業を集積させていくため、漁港施設等活用事業等による漁港の活用を促進する。

2. 漁港・漁村における多様な人材に配慮した整備に関する事項

漁港漁場整備事業においては、地域の水産業を担うべき人材の育成や確保に資するため、年齢、性別や国籍などによらず多様な人材が活躍できるよう漁港における就労環境や漁村の生活環境の改善を推進していく。特に、水産業における高齢者の活動、女性の参画や外国人材の就労・生活環境の整備の促進を図っていく。

(1) 高齢者の活動に配慮した整備

漁村における高齢者は、豊富な知識・経験や熟達した技術を有しており、地域の取りまとめ役としての役割を担っている。漁村の高齢者が、生涯現役として生きがいを持って漁業活動を行うことが可能となるよう、生活環境及び就労環境の整備においてバリアフリー化を積極的に導入するなど、高齢者に配慮した施設整備を推進していく。

(2) 女性の参画に配慮した整備

漁村における女性の活動は、漁業生産活動のみならず、魚食普及、海浜清掃、健康管理、植林など地域生活に係る活動全般にわたっている。漁業就業者の高齢化の進行や後継者不足が深刻化する中で、漁村の女性の役割は、従来にも増して重要になっており、女性が安定的に水産業及びこれに関連する活動に参画できるよう、重労働の軽減化、安全性の確保、トイレや休憩所の整備などを推進していく。

(3) 外国人材の就労・生活環境に配慮した整備

水産業の現場では、漁業分野などにおける外国人材が増加している。そのため、漁港・漁村において、外国人材が円滑に就労し、生活できるよう、就労環境及び生活環境の整備に当たり、多言語表示などに配慮した施設整備を推進していく。

3. 地域特性を踏まえた整備に関する事項

日本列島は、南北に長く、離島や半島などの条件不利地域、積雪寒冷地、潮位差の大きい地域、台風などの災害を受けやすい地域など、様々な自然条件を持った地域が存在しており、また、水産資源の状況についても地域差があることから、それぞれの地域の特性に十分配慮した整備を行っていく。特に離島では、漁港は水産物の生産・流通の拠点としての機能だけではなく、日常生活物資の搬入などの生活の拠点としても機能していること、水産業が基幹産業として地域経済の重要な位置を占めているものの、流通面で不利なことなどの地域特性を有すること、さらに、有人国境離島地域においては、その地域の保全及び地域社会の維持の重要性から、これらに配慮した施設の整備を推進していく。

漁港漁場整備長期計画

令和 4 年 3 月

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条の 3 の規定により、令和 4 年度から令和 8 年度までの漁港漁場整備長期計画を次のように定める。

第 1 漁港漁場整備事業についての基本的考え方

漁港と漁場は、我が国水産業の健全な発展と国民への水産物の安定供給を図るための基盤であり、これまで一貫してその時代の要請を的確に捉えながら、漁港漁場整備長期計画に基づき、総合的・計画的に整備を進めてきた。従前の漁港漁場整備長期計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の下では、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ協定）への参画等の水産物の輸出入に関する国際情勢を踏まえた「水産業の競争力強化」等を主要な課題として位置付け、これらの課題に対応した施策を進めてきた結果、全国を代表する水産物の流通拠点となる漁港での衛生管理体制の構築、東日本大震災の被災地における復旧・復興、緊急的な老朽化対策による漁港機能の確保等について、着実な進捗が図られている。

一方で、水産資源の減少による漁業・養殖業生産量の長期的な減少、漁業者の高齢化、漁村の人口減少が進み、加えて、気候変動に伴う海洋環境の変化、自然災害の頻発化・激甚化等により、水産業と漁村を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。その中で、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を図る「水産政策の改革」が実践段階を迎えている。具体的には、新たな資源管理システムの構築、需要に応じた養殖生産を行う「マーケットイン型養殖業」への転換等に向けた取組が進められており、また、農林水産物・食品の輸出額目標¹ 5 兆円の達成に向けた輸出の促進、ＩＣＴを活用した適切な資源評価・管理や生産性向上を図るスマート水産技術の活用等の取組が展開されているところである。

また、社会全体としては、国内外における温室効果ガスの排出削減に向けた取組の広がり、様々な分野でのデジタル化の進展に加えて、ＳＤＧｓへの関心の高まりや新型コロナウイルス感染症の拡大等により人々の考え方や行動に変化が生じている。

これらの水産業と漁村を取り巻く状況の変化と水産業の現場や国民のニーズを踏まえ、水産業の基盤となる漁港・漁場に求められる役割を改めて確認し、時代の要請に的確に対応することが必要である。

漁港・漁場の整備により対応すべき具体的な課題として、水産業の成長産業化の実現に当たっては、産地の価格形成能力の向上と生産・流通コストの縮減によ

¹ 食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）において、令和 12 年までの目標として設定

り、漁業者の所得向上と水産物の安定供給の確保を図ることが必要である。また、増加する海外の水産物需要を捉え、我が国水産物の輸出を促進するための体制構築が急務となっている。さらに、養殖業においては「養殖業成長産業化総合戦略²」等に基づき、生産目標や輸出目標の達成に向けた主要産地の生産から加工・流通に至る基盤強化等が必要である。

海水温の上昇等海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化が顕在化する中で、持続可能な漁業生産を確保するため、漁場整備においては、環境変化への適応と新たな資源管理の取組との連携が必要である。加えて、豊かな生態系を育む場として重要であり、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場・干潟等において、実効性のある保全・回復対策が喫緊の課題となっている。

沿岸部や離島等の条件不利地域に位置し、自然災害に対して脆弱である漁業地域においては、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波の発生が切迫しており、また台風・低気圧災害が頻発化、激甚化する傾向にある。さらに、建設後 50 年を経過した漁港施設等が増加し、老朽化が進行する中、施設のライフサイクルコストの縮減を図りつつ、将来にわたり必要な施設機能を確保していくことは、持続的な漁業生産活動に当たって重要な課題である。このため「国土強靱化基本計画³」や「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策⁴」等を踏まえ、漁業地域の安全・安心の確保等災害リスクへの対応力の強化や施設の効率的かつ効果的な維持管理を進めることが急務である。

漁村に目を向ければ、人口減少や高齢化、漁獲量の低迷に伴う漁業所得の減少等により地域の活力が低下している。このため、地域水産業の活性化の取組と併せて、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業（うみぎょう）⁵等の取組により、人々が豊かさを実感し、地域の所得向上と雇用機会の確保に繋げていく必要がある。また、漁港・漁村における生産活動を支える人材が減少しており、多様な人材を確保するためにも安全で働きやすい環境と快適な生活環境の整備が重要である。

² 令和 2 年 7 月農林水産省策定、令和 3 年 7 月改訂

³ 平成 30 年 12 月 14 日閣議決定

⁴ 令和 2 年 12 月 11 日閣議決定

⁵ 海業（うみぎょう）とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものをいう。

以上の点を踏まえ、今後５年間に重点的に取り組むべき課題を次の３つに整理し、水産基本計画との密接な連携のもと、各種施策と歩調を合わせつつ、漁港・漁場の整備を戦略的かつ計画的に推進することとする。

(１) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

(２) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

(３) 「海業」^{うみぎょう}振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

これらの重点課題への対応に当たり、脱炭素化等によるグリーン化の推進、ＩＣＴを活用したデジタル社会の形成、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等に伴う生活スタイルの変化への対応についても、共通する課題として取り組んでいくこととする。

第２ 実施の目標及び事業量

水産基本法（平成１３年法律第８９号）の理念に基づき、水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図ることを目的として、第１に掲げる重点課題に対する総合的かつ効率的な事業を推進することにより、おおむね５年後を目途に、成果を発現させることとする。

あわせて、計画期間における漁港漁場整備事業の事業量は、整備する対象を重点化し、次の１から３までのとおりとする。

１ 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

(１) 実施の目標

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

(目指す姿)

地域における漁港の適切な役割分担に基づき、漁港機能を再編・強化し、サプライチェーンの起点として、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点をつくる。

(具体の施策)

「浜の活力再生広域プラン」等に位置付けられた漁協の経済事業を強化

する取組との連携の下、圏域計画⁶に基づき、産地市場等の集出荷機能や製氷施設等の準備機能等の再編・集約を進め、水産物の価格形成能力の向上と生産・流通コストの縮減を図る。

水産物の流通拠点となる漁港⁷等においては、陸揚げから出荷までの一貫した高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所等の整備を推進し、水産物の品質管理と安全性の向上を図るとともに、冷凍・冷蔵施設、加工・流通施設等の整備による水産物の保存・出荷調整機能の強化と多様化する消費者ニーズへの対応強化を図る。

漁業の構造改革の取組等に伴う漁船の大型化が進展する中で、漁港整備の早期対応を図るため、漁船の大型化情報の事前共有体制を構築し、大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深等の計画的な施設整備を加速する。

水産物輸出を拡大するため、マーケットインの発想に基づき、輸出先国の基準・ニーズに対応した高度衛生管理や安定供給のための漁港機能の強化等の対策と地域の協議会による輸出促進の取組等のソフト対策を一体的に推進する。

また、荷さばき所や冷凍・冷蔵施設等において省エネや脱フロン等のための施設や設備の更新及び改修を推進する。加えて、産地市場における漁獲情報の処理の迅速化や省力化等に資するＩＣＴの導入を促進する。

さらに、海洋環境の変化等によるブリ類、イワシ類等の漁獲増加に対応するため、漁港等の陸揚・荷さばき機能の強化に迅速に対応するとともに、流通拠点となる漁港等との機能分担の下で、水産物の生産拠点となる漁港⁸においては、安定した漁業生産や生産活動の効率化等に資する施設機能の強化を推進する。

イ 養殖生産拠点の形成

(目指す姿)

養殖適地の拡大、安定的な種苗の確保、養殖作業環境の改善、加工・流通の機能強化を一体的に行い、国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生

⁶ 圏域計画とは、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」において、その漁港機能の役割分担等を踏まえた水産基盤整備の方向性を定める計画をいう。

⁷ 水産物の流通拠点となる漁港とは、主要な水産物の産地市場を開設している等地域の水産物を集出荷する役割を有する漁港をいう。

⁸ 水産物の生産拠点となる漁港とは、地域の中核的な生産活動等が行われる地区に存在する漁港をいう。

産を行う拠点をつくる。

(具体の施策)

マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な養殖水産物の供給体制を構築するため、圏域計画において、養殖生産のための種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を「養殖生産拠点地域」として新たに設定し、静穏水域の確保・活用、漁場環境の改善による養殖適地の拡大に加えて、種苗の確保から加工・流通に至る一体的な施設の整備や漁港の活用の促進を図る。また、災害・赤潮等の環境変化を的確に把握し、漁業被害の軽減に資する海域環境観測システムの構築を推進する。

さらに、漁港水域における養殖や用地を活用した陸上養殖の展開のため、漁港の利用状況等に応じた水域施設の活用や用地の再編・整序等の利用適正化と用水・排水施設等の整備等の養殖事業者の効率的な生産活動に必要な環境整備を実施する。

(2) 目指す主な成果

ア 成果目標

- (ア) 水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制⁹の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を、45%（令和3年度）からおおむね70%に向上させる。
- (イ) 水産物の輸出拠点となる漁港¹⁰において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる輸出対象水産物の取扱量の割合を、31%（令和3年度）からおおむね60%に向上させる。
- (ウ) 漁港・漁場の整備や漁港の活用促進を図る養殖生産拠点地域において、養殖生産の維持・拡大を図ることで、おおむね100万トンの養殖生産を確保する。

イ 整備目標

- (ア) 流通拠点及び輸出拠点となる漁港において、水産物の高度な衛生管理

⁹ 総合的な衛生管理体制とは、危害要因を排除するための衛生管理対策に加え、その記録の維持管理及び提供が可能な体制をいう。

¹⁰ 水産物の輸出拠点となる漁港とは、水産物の流通拠点又は生産拠点であって、輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港をいう。

体制が構築された漁港の割合を、49%（令和3年度）からおおむね 60%に向上させる。

（イ）圏域計画に基づき、おおむね 20 圏域で流通機能の再編・集約等を実施し、水産物の価格形成能力の向上や生産・流通コストの縮減を図る。

（ウ）養殖生産拠点地域において、各地域の生産目標を達成するため、種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る必要な機能が確保された地域の割合を、64%（令和3年度）からおおむね 85%に向上させる。

（3）事業量

産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化を図るため、次の事業を実施する。

ア 水産物の流通拠点となる漁港等のうち、おおむね 90 地区を水産物の流通機能の強化を図る地区として整備する。

イ 地域の中核的な生産活動等が行われる地区のうち、おおむね 130 地区を水産物の生産機能の強化を図る地区として整備する。

ウ 養殖生産拠点地域のうち、おおむね 50 地区を養殖場や漁港等の養殖生産機能の強化を図る地区として整備する。

2 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

（1）実施の目標

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

（目指す姿）

海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。

（具体の施策）

（ア）海洋環境の把握とその変化に適応した漁場整備

海水温の上昇等の海洋環境の変化により顕在化する漁場変動や魚種変化に適応するため、海域の環境変化等を的確に把握するためのモニタリング及び収集した情報の共有体制の強化を図るとともに、海洋環境の変化等に伴う漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備、海流等の変化に対応した浮魚礁等の漁場の施設の再編・整備を推進し、漁業生産の安定・向上、操業の効率化を図る。また、事業の実施に当たっては、国や都道府県等の研究機関との連携体制の構築や調査・実証の強化を図り、最新の知見に基づ

く効果的な事業実施に努める。

(イ) 新たな資源管理の取組と連携した漁場整備

新たな資源管理の着実な推進の方針のもと、沖合におけるフロンティア漁場整備や水産生物の生活史を踏まえた広域的な水産環境の整備等の資源管理の取組と連携した漁場整備を推進し、水産資源の底上げを図る。また、資源回復・増大を促進するため、高い資源造成効果が見込まれる魚種の種苗生産施設の整備を推進する。

(ウ) 藻場・干潟等の保全・創造の推進

食害生物の分布の拡大や活発化等による藻場の減少、波浪や豪雨等による干潟機能の低下等が懸念される中で、実効性のある対策を実施するため、海域ごとに策定された藻場・干潟ビジョン¹¹に基づき、衰退要因を把握した上で、食害生物の駆除等のソフト対策と海藻が着生しやすい基質の設置や干潟の造成等のハード対策の一体的な実施を推進する。あわせて、一層の効果的な保全対策を図るため、高水温に強い藻場の造成手法等の技術開発を進める。

また、広域的なモニタリング体制の構築、複数県にまたがる海域における国と関係地方公共団体との連携体制の構築・強化や漁業者、NPO、ボランティア等の地域の藻場・干潟の守り手の組織化により、藻場・干潟の保全活動推進体制を強化する。さらに、豊かな生態系を育む場としての機能に加えて、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場については、二酸化炭素の吸収量に関する評価手法の開発を踏まえ、水産生物の増殖効果とともに二酸化炭素の吸収効果等の藻場保全の取組の重要性を評価し、更なる取組の促進を図る。あわせて、藻場・干潟同様に多様な水産生物の生息場等の機能を有するサンゴ礁の保全・増殖に向けて、関係する技術の開発・実証等を推進する。

(エ) 閉鎖性水域における漁場環境改善の推進

閉鎖性水域においては、アサリ等二枚貝、底生魚介類、養殖ノリ等の生産安定・回復を図るため、覆砂、作れい、海底耕うん、しゅんせつ等によ

¹¹ ハード・ソフト対策が一体となった実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造に向けた行動計画

る底質環境の改善、碎石敷設の施工方法等の新技術の開発・活用を推進する。また、栄養塩類の不足が懸念されている水域については、地方公共団体等と協力・連携し、栄養塩類と水産資源との関係に関する調査・研究とともに、栄養塩類管理と連携した藻場・干潟の創出、保全活動等を推進する。

イ 災害リスクへの対応力強化

(目指す姿)

頻発化、激甚化する自然災害や切迫する大規模地震・津波に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。効率的な施設の維持管理等を行い、将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。

(具体の施策)

(ア) 漁業地域の安全・安心の確保

発生が予測されている南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波や頻発化、激甚化する台風・低気圧等に備え、想定される地震動や津波高、増大が懸念される沖波波高等に基づく施設的设计条件の点検・見直しを行い、その結果を踏まえた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化や浸水対策を加速する。漁業地域における大規模津波や高潮等に対する浸水防護に当たっては、漁港施設及び海岸保全施設の連携による効果的な対策を推進する。

災害時の救援活動、緊急物資輸送等の拠点となる漁港や離島航路を有する漁港においては、被災時にあっても必要な機能が確保されるよう施設の機能強化を図り、地域の安全・安心を確保する。また、漁港における就労者や来訪者、漁村における地域住民等の安全確保のため、避難路、避難施設の整備や避難・安全情報伝達体制の構築等の避難対策を推進する。加えて、自然災害からの復旧・復興に当たっては、災害復旧事業等関連事業との連携を図り、漁業地域の将来を見据えた復旧・復興を推進する。

また、気候変動の影響により将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇等が懸念される中、自然災害への対応とともに港内静穏度の向上等の漁港施設に求められる性能を確保するための適切な設計手法等を導入する。

さらに、こうした自然災害への対応力強化を図るとともに、違法操業を取り締まり、漁業秩序及び安全な操業環境を維持するため、漁港において漁業取締船の係留に必要な岸壁等の整備を推進する。

(イ) 災害発生後の地域水産業の早期回復を可能とする対応力の強化

災害発生後において、地域水産業の早期回復を可能にするため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を一体的に捉えた事業継続計画（BCP）の策定と関係者による定期的な訓練の実施、産地市場等に必要な電力供給を可能とする自立式電源の確保、漁港や養殖場を含む漁場への土砂や流木の流入・堆積に速やかに対応できる体制の整備、水産業共同利用施設の耐震性等の強化を図っていく。あわせて、被災時の円滑な初動対応のため、行政と地域の守り手として重要な役割を果たしている漁港建設業や漁協等との間で継続的に協定の締結等の連携強化を進めるとともに、ICTを活用した被災・復旧状況の情報共有等を推進する。

(ウ) 持続可能なインフラ管理の推進

老朽化が進み、更新や維持管理費用の増大が懸念される漁港施設、漁業集落排水施設等について、機能保全計画¹²に基づく予防保全型の老朽化対策への転換と新技術の活用等による施設点検や施工・維持管理の効率化・省力化等を進め、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図り、将来にわたり必要な施設機能の確保と持続可能な維持管理体制の構築を図る。

また、施設の利用状況に即した施設規模の適正化を推進するとともに、施設機能を見直し、最低限の補修や管理を行う等の合理的な管理手法を検討し、導入する。魚礁や増殖場等の漁場の施設については、埋没や破損等により低下した施設の機能回復による漁場再生を図っていく。

あわせて、施工・維持管理における新技術の導入・普及とともに、漁港漁場施設に関する情報のデータベース化とその利活用の促進、漁港施設等の整備・管理を担う技術者の育成と技術者が不足する市町村への支援、日常点検の効率化のための地域住民、漁業者等との連携・協働の推進を図る。

(2) 目指す主な成果

ア 成果目標

(ア) 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備により、おおむね 6.5

¹² 機能保全計画とは、漁港施設等の老朽化対策として、施設の機能を保全するために必要な補修・改修に関する計画をいう。

万トンの水産物を増産させる。

- (イ) 藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させる。
- (ウ) 水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港¹³の割合を、27%（令和3年度）からおおむね 70%に向上させる。
- (エ) 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口¹⁴の割合を、70%（令和3年度）からおおむね 85%に向上させる。
- (オ) 予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合を、46%（令和3年度）からおおむね 70%に向上させる。

イ 整備目標

- (ア) 総合的な水産環境の整備を行う全ての海域¹⁵において、海域の環境変化を踏まえた対策を実施する。
- (イ) 水産物の流通拠点となる漁港や災害時に物資輸送等の拠点となる漁港等において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を、21%（令和3年度）からおおむね 60%に向上させる。
- (ウ) 予防保全型の老朽化対策を早期に行う必要がある全ての漁港で対策工事に着手する。

(3) 事業量

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保を図るため、次の事業を実施する。

- ア おおむね 3.5 万 ha の魚礁や増養殖場を整備する。
- イ おおむね 10 万 ha の漁場の効用回復に資する堆積物除去等を実施する。
- ウ おおむね 7 千 ha の藻場及びおおむね 2 万 ha の干潟の保全・創造に向け

¹³ 災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港とは、陸揚げ用の岸壁及びその前面水域の静穏度を確保するための防波堤等主要施設において地震・津波に対する安全性が確保され、かつ、地域の水産業の継続や復旧を図るための計画等が策定された漁港をいう。

¹⁴ 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口とは、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波の発生による被害が想定される漁港背後集落のうち、水産基盤整備事業等により、想定津波高等に対応した避難施設等が確保された漁村の人口をいう。

¹⁵ 総合的な水産環境の整備を行う海域とは、水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための整備を行う海域及び藻場・干潟の総合的な対策を行う海域をいう。

たハード・ソフト一体的な対策を実施する。

エ おおむね 400 漁港で主要施設の耐震・耐津波化を図る。

オ おおむね 200 漁港で高潮・高波に対応した漁港施設の整備を実施する。

カ おおむね 200 地区で漁村の防災機能の強化を図る施設整備を実施する。

キ おおむね 800 漁港で予防保全型の老朽化対策を実施する。

ク おおむね 200 の漁港管理者において、新たに漁港施設の維持管理における新技術の活用を図る。

3 「^{うみぎょう}海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

(1) 実施の目標

ア 「^{うみぎょう}海業」による漁村の活性化

(目指す姿)

海や漁村に関する地域資源を活かした^{うみぎょう}海業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。

(具体の施策)

(ア) 漁港の多様な利活用の促進

地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設、用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善を行い、地域の理解と協力のもと、漁港と地域資源を最大限に活かした増養殖、水産物の販売や漁業体験の受入れなど^{うみぎょう}海業等の振興を図る。また、防災施設、防犯安全施設等、漁業者や民間事業者の事業活動に必要な施設整備を実施するとともに、漁港における^{うみぎょう}海業等の関連産業を集積させていくための仕組みづくりを進める。あわせて、漁港における釣りやプレジャーボート等の適正利用に当たっては、駐車場等の受入環境の整備や関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進める。

(イ) 地域活性化の取組との連携による相乗効果の発揮

地域の特性を活かした漁獲物の鮮度向上やブランド化等の漁業所得向上のための取組に加えて、^{うみぎょう}海業等の多様な取組による活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の実践、インバウンドを含む観光需要の回復に向けての^{なぎさはく}ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等による交流人口や関係人口を創出する取組、漁村の町並みや伝統・文化の保全等の漁村の魅力向上に必要な施設整備及び地域のまちづくりの取組との連携を推進する。また、地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合等の制度の活用等に

よる地域活性化のための人材の確保・育成を図る。

イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

(目指す姿)

年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。

(具体の施策)

漁港において、安全で働きやすい就労環境の確保を図るため、防波堤や防風柵による越波防止や防風等の安全対策、浮体式係船岸や岸壁、用地等への防暑・防雪施設等の軽労化施設の整備を推進する。また、漁港近傍の磯根資源が採捕できる漁場や、漁港を利用した増養殖水面の確保を図り、安全で作業が容易な生産の場を創出する。加えて、^{うみぎょう}海業等の展開による加工施設や交流施設等における新たな雇用機会の創出、地域と民間事業者のマッチングや連携の枠組みづくりを推進する。

また、漁村において、住みやすく快適な生活環境の確保を図るため、漁業集落排水施設、漁業集落道、情報通信基盤等の整備の推進とともに、地元市町村等による漁業後継者の育成や定住促進等の取組との連携を推進する。

(2) 目指す主な成果

ア 成果目標

- (ア) 漁村の活性化により都市漁村交流人口を、おおむね 200 万人増加させる。
- (イ) 漁港における新たな^{うみぎょう}海業等の取組をおおむね 500 件展開する。

イ 整備目標

- (ア) 漁港の多様な利活用に向けた取組を行う地区をおおむね 150 地区創出する。
- (イ) 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港において、就労環境が改善された漁港の割合を、69%（令和3年度）からおおむね 85%に向上させる。
- (ウ) 漁業集落排水施設が整備された漁村の人口割合を、80%（令和3年度）からおおむね 95%に向上させる。

(3) 事業量

- ア おおむね 100 地区で漁村への訪問者の増加に資する施設を整備する。
- イ おおむね 30 地区で漁港の活用促進に資する整備を実施する。
- ウ おおむね 150 地区で就労環境や生活環境の改善に資する取組を実施する。

4 漁港・漁場の整備の実施における共通課題

上記 1 から 3 までの重点課題に対応する施策の実施に当たり、社会情勢の変化に伴い求められる以下の事項についても共通する課題として取り組む。なお、これらの取組に当たっては、モデル事業の実施や効果の検証等を行いつつ、全国への展開を図る。

(1) グリーン化の推進

政府として取り組んでいるカーボンニュートラルの実現に向けて、漁港・漁場においても、環境負荷の低減や脱炭素化に向けた対応による貢献を目指す。

具体的には、漁港における設備等の電化や給電施設の整備、省エネ対策、再生可能エネルギーの導入、漁港・漁場利用の効率化による燃油使用量の削減等を推進する。加えて、漁船の電化・水素燃料電池化に向けた研究開発等の進展も見据え、漁港における対応のあり方を検討する。また、ブルーカーボン（海洋生態系が吸収・貯留する CO₂ 由来の炭素）が注目される中、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造を推進するとともに、漁業関係団体等と連携して、藻場保全活動への社会的な関心を高め、企業による社会貢献の取組など様々な活動にも働きかけを行い、藻場保全の取組を一層強化していく。

なお、洋上風力発電等が導入される海域においては、漁業等の海域の先行利用者との協調が重要であることから、事業者等による漁業影響調査の実施や漁場の造成等を通じた地域漁業との協調的関係の構築を図る。

(2) デジタル社会の形成

漁港・漁場の利用や施設の施工・維持管理に当たっての効率化や省力化を図るとともに、資源評価への活用や漁業の生産性向上にも寄与する ICT の導入を推進する。

具体的には、流通拠点となる漁港における迅速な漁獲報告や市場取引業務の省力化・効率化を可能にする産地市場の電子化の普及、資源評価や操業の効率化、赤潮等の漁業被害軽減に資する海域環境観測システムの活用、漁港・漁場の整備・管理の効率化・高度化を図るための ICT やドローン・ロボット技術

の活用促進、漁港・漁場に関する施設情報のデジタル化・集約化を推進する。

(3) 生活スタイルの変化への対応

少子高齢化や共働き世帯の増加等を背景とした消費者の簡便化志向に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大等を契機とした食生活や働き方等の生活スタイルの変化を踏まえ、漁港・漁村における対応を図る。

具体的には、産地における一次加工や産地直送等の消費者ニーズに柔軟に対応できる水産物の提供体制づくり、産地市場等における衛生管理と併せた感染症対策の実施、都市から漁村への移住・定住や交流の受入環境づくりを推進する。

第3 事業の円滑な実施のために必要な事項

1 効率的かつ効果的な事業の実施

事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下の点に留意して事業を実施する。

(1) 事業の効果を相乗的に高める施策連携の推進

ア 生産から陸揚げ、流通・加工、販売の各段階に至る水産関連施策や地域振興施策との連携の推進

イ 川上から川下に至る森林整備関連施策との連携の推進

ウ 道路、河川、港湾、海岸等の整備事業を含む社会資本整備重点計画や廃棄物処理施設整備計画等他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携の推進

エ 東日本大震災の被災地における復旧・復興等関連施策との連携の推進

(2) 事業評価の厳正な運用と透明性の確保

ア 事業の果たす役割が広く国民に理解され、支持されるよう、事業評価の厳正な運用、透明性の確保の推進

イ 漁業関係者等にとって、地域の将来の漁港・漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港・漁場整備の将来像の「見える化」の推進

(3) 公共事業の品質確保とコスト縮減の適切な実施

入札契約制度の適切な運用による工事の品質確保とともに、ICTの活用、施設の予防保全の推進等によるコスト縮減の推進

(4) 民間資金・能力の活用

漁港に求められる多様な機能の効率的・効果的な発揮や、^{うみぎょう}海業等による漁村の活性化を図るための民間資金・能力の活用の推進

(5) 国と地方の役割に応じた取組の推進

(6) 循環型社会の構築に向けた取組の推進

水産資源の生育環境の改善等に寄与する間伐材や貝殻等を漁場整備に有効利用する等、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けた取組の推進
(7) 効率的かつ効果的な効果発現に向けた施策の集中化・重点化の推進

2 漁港・漁場、漁村を支える人材の育成と推進体制の強化

水産業の将来を担う人材はもとより、漁港・漁場の整備や維持管理、自然災害等への緊急時の対応、地域活性化の取組等、漁村の多様な課題に対応するための人材・体制が必要とされている。このため、多様な課題に関連する知識・経験を有する地域内外の人材や組織・関係団体と連携し、先進的取組やノウハウの共有等を通じて人材の育成や各種取組の推進体制の強化を図る。

なお、本計画については、経済社会の動向、財政状況、各施策の進捗状況等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、漁港漁場整備法の規定に基づき、必要に応じ、その見直しを行うものとする。

「海業の基本的考え方(仮称)」の今後の
検討スケジュール(案)

年 月	項 目
令和8年6月	○ 漁港漁場分科会 ・ 海業の取組と現状についての報告
8月	○ 漁港漁場分科会 ・ 検討の方向性についての審議
	・ 全国各地において地方公共団体、漁業関係者、民間事業者等との意見交換の実施 意見交換の結果も踏まえ、 ・ 海業の振興に向けた具体的施策 ・ 成果指標 等について議論
令和9年4～6月頃	○ 公表